

---

令和元年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

令和元年12月12日 (木曜日)

---

**議事日程 (第4号)**

令和元年12月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

**出席議員 (14名)**

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 吉原 秀樹君  | 2番 江本 守君   |
| 3番 池永 巖君   | 4番 鞆野 希昭君  |
| 5番 工藤 久司君  | 6番 北代 恵君   |
| 7番 宗 晶子君   | 8番 丸山 年弘君  |
| 9番 信田 博見君  | 10番 田原 宗憲君 |
| 11番 塩田 文男君 | 12番 武道 修司君 |
| 13番 池亀 豊君  | 14番 田村 兼光君 |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君                      総務係長 城山 琴美君

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 …………… 新川 久三君      副町長 …………… 八野 紘海君  
教育長 …………… 久保ひろみ君  
会計管理者兼会計課長 …………… 永野 賀子君  
総務課長 …………… 元島 信一君      財政課長 …………… 椎野 満博君

|        |       |        |        |       |        |
|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 企画振興課長 | …………… | 種子 祐彦君 | 人権課長   | …………… | 神崎 博子君 |
| 税務課長   | …………… | 今富 義昭君 | 住民課長   | …………… | 吉川 千保君 |
| 福祉課長   | …………… | 首藤 裕幸君 | 産業課長   | …………… | 鍛冶 孝広君 |
| 建設課長   | …………… | 神崎 秀一君 | 都市政策課長 | …………… | 竹本 信力君 |
| 上下水道課長 | …………… | 福田 記久君 | 総合管理課長 | …………… | 石井 紫君  |
| 環境課長   | …………… | 武道 博君  | 学校教育課長 | …………… | 野正 修司君 |
| 生涯学習課長 | …………… | 古市 照雄君 | 監査事務局長 | …………… | 横内 秀樹君 |

---

| 質 問 者 | 質 問 事 項                               | 質 問 の 要 旨                                                                                                  |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宗 晶子  | 1. 災害時における授乳の支援、母子に必要な物資の備蓄及び活用について   | ①避難所等での授乳にあたっての環境整備を<br>②乳児用液体ミルク、使い捨て哺乳瓶、消毒剤等の授乳用品の備蓄を求めたいが                                               |
|       | 2. 公園用地として買収した湊1279-1の事業計画について        | ①当該用地の多目的グラウンド造成の進捗状況と次年度以降の見通しは<br>②既に造成工事を完了しているようだが、何年度にどの費目の予算を活用したのか（造成事業決定の経緯、造成工事契約の内容及び金額、施工業者は）   |
|       | 3. 議案第87号包括業務委託及び議案第90号水道事業検針業務委託について | ①現在雇用の職員と協議できているのか<br>②業務委託後の雇用形態は<br>③業者選定の方法は<br>④今後の展望は<br>⑤偽装請負にならないよう万全を期しているか                        |
|       | 4. 新庁舎建設事業について                        | ①令和元年9月議会一般質問にて、新庁舎建設基本設計書（案）と答弁したのは虚偽か<br>②新庁舎建設の工期遅延は取り戻せるのか                                             |
| 池 亀 豊 | 1. 高齢者・障害者への支援について                    | ①福祉タクシーについて<br>②紙おむつについて                                                                                   |
|       | 2. 築城基地拡張について                         | ①10月19日に行われた今津自治会住民説明会について<br>②今津自治会の築城基地拡張に反対する宣言について<br>③10月24日に行った九州防衛局交渉について                           |
|       | 3. 教職員の働き方について                        | ①教職員の長時間労働について<br>②教育条件整備について<br>③複式学級について<br>④公立学校教職員給与等特別措置法改定案について<br>⑤過大なストレスを抱えながら働いている先生方への必要な配慮について |

|       |                 |                                                              |
|-------|-----------------|--------------------------------------------------------------|
| 工藤 久司 | 1. 教育行政について     | ①いじめ、不登校について現状と対策<br>②子どもの減少に伴い、学校運営が厳しくなると思われる 統合を考えるべきと思うが |
|       | 2. 自然災害について     | ①想定外を想定し人的被害は絶対避けるべきと思うが考えは<br>②障害者等に対する避難方法は                |
|       | 3. 築城基地拡張問題について | ①地元自治会は反対決議をし、白紙撤回を求めている 今後どの様に調整していくのか                      |
|       | 4. 企業誘致について     | ①現在の企業誘致はどの様になっているのか                                         |

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

発言は、きのうに引き続きの議員からいたします。質問は、前の質問者席から行ってください。答弁を行う者は、所属と氏名を告げて大きな声で発言をしてください。

これより、順番に発言を許します。

では、7番目に7番、宗晶子議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 7番目、7番の宗です。通告に基づき質問をさせていただきます。

まず、最初に通告に上げさせていただきました災害時における授乳の支援、母子に必要な物資の備蓄及び活用についてということでございます。この質問は避難所での授乳に当たっての環境整備をということと、乳児用液体ミルク、使い捨て哺乳瓶、消毒剤等の授乳用品の備蓄を求めたいということで質問に上げさせていただきましたが、この2点の質問は切っても切り離せないことでございますので、まとめて御質問させていただきたいと思っております。

災害時ということで、災害時は避難所等や自宅でなれない生活環境で心身の状態に健康に影響が生ずることを想定しての提案でございます。災害時は断水や停電等により、母乳が必要な赤ちゃんに清潔で安全な環境等が確保できない可能性が高くなっております。つまり、ライフラインがとまると水がとまる、そして哺乳瓶等を消毒するためのお湯が確保できない、ミルクをつくるお湯が確保できないということを想定しております。

そこで、備蓄品として乳児用ミルク及び使い捨て哺乳瓶や消毒剤等の授乳用品など母子に必要な物資の備蓄を進めていただきますようお願いしての質問でございます。

もちろん、まず最初に授乳に当たっての環境整備が肝要と考えます。母乳で育てている赤ちゃんは、例え避難所でも母子が安心して授乳するための環境整備が最も重要となります。まず、避難所等で授乳の環境整備をぜひとも避難所マニュアル等に御明記くださいますようお願い申し上げます。

さらに、環境整備を行っても、なお災害による心身の健康への影響のため、母乳が出なくなる可能性も高くなります。

また、その母親が絶対無事である保障はありません。赤ちゃんが育つための大切なミルクを確保するために平常時から乳児用液体ミルク及び使い捨て哺乳瓶や消毒剤等の授乳用品などの母子

に必要となる物資の備蓄を求めたいと思いますが、担当課のお考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。

まず、環境整備のほうから御答弁したいと思います。今、町のほうで町開設の避難所につきましては、宗議員さんがおっしゃられました授乳室がある施設は保健センターチアフルつきだけしかございません。ただし、コミュニティーセンターソピアや自愛の家、築城福祉センターにつきましては避難者の方が避難する部屋とは別に複数の部屋があるということで、その部屋を授乳室として使っていただくことは可能というふうに聞いております。ただ小中学校の体育館につきましては、大きな1つの空間になっておりますので、議員さんがおっしゃられたようにそういうプライベート空間というのが必要になってくると思いますので、そういう間仕切りといいますか、そういうプライベート空間ができるような消耗品等につきましては令和2年度の当初予算のほうに計上いたしまして購入を考えている次第でございます。

次に、2点目の液体ミルクの関係でございますけれども、液体ミルクや哺乳瓶等につきましては、現在、備蓄を行っておりません。その関係でこの件につきましても令和2年度の予算のほうで予算計上して備蓄のほうを考えていきたいと思っております。ただ、消毒しなくていい哺乳瓶とか液体ミルク等につきましては、厚生労働省のほうが出した文書によりますと保存期限が1年ということになっておりますので、その分につきましても町立の保育園が2園ございますので、そういう賞味期限が近づくような分につきましては、福祉課のほうで利用できるように福祉課とも協議を行っていききたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 質問に的確に答えていただきましたとともに前向きな答弁に大変感謝を申し上げます。

避難所についてなんですけれども、前回、大雨のときにソピアに避難された方から女性消防団の方が授乳室がない、と困ったというふうに声をかけられまして、急遽つくってくださったということです。その教訓が生きているということに大変うれしく思います。パーティション購入の予算ということも本当にありがたいと思います。どうか母子等の目線に立った避難所運営をお願いいたします。

そして、ミルクの件なんですけれども、また私以上にお調べいただきまして哺乳瓶期限が1年、そして確かミルクもかなり短かったと思います。保育園等で利用していただけるように私が提案しようと思っておりましたローリングストックという形で予算措置をしていただけることをありがたいと思っております。

使用期限が間近になったミルクは例えば期限が切れてしまったら絶対使わない、そして、パックがこれぐらいなのですけれども、赤ちゃんに与えると半分残したりするそうなんです。それは絶対捨ててしまうようにとかいう基準が定められておりますので、そういう使い方とかをしっかりと説明した上で防災への備えとして乳児健診等で御活用いただければありがたいと思っております。

私は、今回この質問を行橋市議会及び豊前市議会の議員とともに勉強した上で提案させていただきました。今後の少子化を考えると、小さな自治体で液体ミルクや使い捨て哺乳瓶を備蓄いただくことはやはり財政負担だけでなく、消費期限等で大きなロスも出てくるかと思えます。もしできるようでしたら、近隣の小さな自治体同士が連携して液体ミルクの備蓄をお考えくださいませうようにあわせて御検討をお願いいたします。このことを申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2番目の質問といたしまして、公園用地として買収した湊1279-1の事業計画についてということで、前回に引き続き質問に上げさせていただきました。

当該用地の多目的グラウンド造成の進捗状況と次年度以降の見通しはということで、多目的グラウンドという言葉はここにいらっしゃる皆様が初めてお聞きになる言葉かとは思いますが、過去から申し上げますと平成27年12月16日に築上町し尿処理場施設建設事業の地元合意に伴う懸案事項の対処案、地元説明会というものが開催されました。その中に多目的グラウンド造成予定についての説明がございました。多目的グラウンドありきということで、地元自治会は築上町し尿処理場施設建設事業の地元合意に判をついたわけでございます。12月24日に新川町長の押印、そして当時の自治会長の押印が押された資料の写しがここにあります。

その後、地元自治会に対しては何の説明もないまま公園用地として買収された農地に造成が行なわれているので、グラウンド着手かと思い前回から質問を行っているところでございます。

今回、資料要求させていただきました。買収された湊1279-1に、回答によりし尿処理場施設建設工場の残土が埋められていることは理解できました。その資料要求、回答内容に基づいてさらに2点お尋ねしたいと思います。

1点目が資料要求に対して回答が明記されなかったもので、ちょっとお尋ねしたいと思います。工事残土を埋め立てたのは、発注先の株式会社九電工なのかどうかをお答えいただきたい。

そして、2点目に造成事業決定の経緯とか工事契約の内容及び金額、施工業者がわかる資料をということで資料要求をさせていただきました。回答をいただいたところ、将来の事業実施に備えて当該地の造成を行ってよろしいかをあわせて町長の決裁を受けたと記載されていると回答されましたので、後ほどその決裁書を資料要求させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。その決裁書がお手元にあるのであれば、その決裁書には農地の埋め立ての目的で

ある将来の事業実施が書かれていると思います。目的は何と記載されているのでしょうか。御回答をお願いいたします。済みません、その所管課がどこかわからないので、わかる課が御回答をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 鍛冶産業課長。

○産業課長（**鍛冶 孝広君**） 産業課、鍛冶でございます。

まず、資料要求の回答については、産業課のほうで作成をして回答させていただいております。その中で、改めて御質問がありました埋め立てに関する業者の件でございますが、回答書にも記載しておりますとおり、し尿処理施設工事の建設発生土を利用させていただきましたということで、当該地への運搬については工事の中で実施をしております。業者は議員御指摘のとおり九電工さんでございます。それから、その運搬した建設発生土を利用して整地をしておるわけですが、回答の中にも記載をしておりますが、隣の社会福祉法人まもる会が施設改修をするということで当該地の一時利用の許可申請が提出をされたということで、これは公有財産管理委員会で審査をして一時利用の使用の許可をしたというところでございます。その中で、町としては一時利用の許可をいたしますが整地までをして貸さないということで、整地については一時利用者である社会福祉法人まもる会のほうで整地をしてくださいということで一時利用を許可するというところでございます。

それから、もう1点ありました決裁文書の関係でございます。今、手元に決裁文書がございますが、具体的な用途等については明記をしてございません。農業公園建設事業実施のため造成をしてよろしいかという表現になってございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） ありがとうございます。目的は農業公園建設事業実施ということでよろしいですね。確かに多目的グラウンドというのは、農業公園の一環として御説明があったと思いますので、そう承知しております。

ただ、ここで申し上げたいのは平成27年12月に説明が地元自治会にあったとき、実際に農地が造成しているんですが、自治会には何の説明もなく放置されたままであるという状態。確かに、平成28年9月議会で農地買収の提案理由は花園ということでございましたけれども、その後自治会にはもう4年経ちますが何の説明もないけど土地だけは動いているという状況、そしてさらにちょっと憤りを感じているのは、平成27年12月の多目的グラウンド造成というプランが地元自治会の同意書が目的の架空の提案だったのかということでございます。このプランについては、28年6月議会で質問された際は、生涯学習課長と産業課長、そして環境課長に御答弁



いただきました。現在どの課が所管し、町所有の農地の造成を行い、今後の計画を立てているのかを御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 今、出ました公有財産管理委員会の委員長でございます。その残土については、今、答弁したとおりでございます。それに係る言葉が出ました農地の一時転用許可という中で農地の原状復帰という形で、もしくは畑という形で原状復帰という形で整地をして、その上にその当時の表土、あれをのけてその上に表土を置いて、今、宗議員が言いましたように花園という言葉が出たと思えますけど、そういう計画で今現状の姿にしております。

そして、平成27年、多目的グラウンドという形の中で、今あそこを干拓地においては高校駅伝だったり町内の子供さんの駅伝であったりというような形であったり、またサッカーであったりというような形でかなりの小中高学生が利用されているという形で、その中に1つグラウンドありますか、芝生のグラウンド、トラックをつくったグラウンドをつくれればなお一層干拓が発展というか、にぎあうのじゃなかろうかという形でそういう計画はしていました。

ただ、冒頭に申しましたように農地の一時転用許可という制約の中で当面の間はやはり現状の姿でしておいたほうがいいたろうということも管理委員会で協議をしております。

それともう一つは、今の段階で財政的な問題もございます。補助事業を何の事業でとってやるのかということも、今、財政を含めて検討をしておりますので、当面の間は補助事業を使えないのであれば今の現状の姿を花園もしくは今児童館が利用する子供さんの築上祭りであったりという形の中で利用していただければいいのかなという思いで現状のままに今しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 今の御説明だと農地をまもる会にお貸ししまして現状復帰して、そして表土を盛り土して花園ということでちょっとよくわからないんですけども御答弁いただきました。

しかしながら、今後なかなか計画が立たないということは、簡単に予算がつくわけでもないしわかっております。ただ、やはり農地だったところが造成されて、地元自治会には何の説明もないというのはやはり不満に感じますので、今後機会がありましたら、どうか地元のほうにも説明をお願いいたしますよう申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

では、次に議案第87号包括業務委託及び議案第90号水道事業検針業務委託についてということで、質問を5点ほど上げさせていただいております。時間の都合上、全部できないかもしれませんが、そのときは途中で終わらせていただきまして、次の質問に移らせていただきたいと思っておりますので、どうか御了承をお願いいたします。

この質問は、議案質疑に引き続きの質問でございます。総務課長の議案質疑でこの件についてお尋ねしたところ、総務課長の御答弁は導入の理由について平成27年8月28日の総務省通達、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項でございました。私もその資料を請求させていただき見せていただきました。その中に、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためにICTの徹底的活用、民間委託等の推進などによる行革推進が必要と御答弁くださいました。

しかしながら、平成23年から令和元年まで景気が悪くなり、官製ワーキングプアという問題が出てきているのが昨今でございます。

しかしながら、この通達に基づきまして、今回この議案が提案されました。まず、ここで包括業務委託の質の高い公共サービスを効率、効果的に利用するために業務委託、つまり業務の民間委託が必要なのか、大きな疑問を抱いているところでございます。

そして、会計年度任用職員制度導入に合わせまして、本包括業務委託を提案したと答弁されました。つまり、会計年度任用職員制度導入でアグリパークの整備や液肥散布業務、そして蔵内邸案内係、学校用務員等、ほかにも合計35名の非正規の職員さんは、本来ならば来年ボーナス等各種手当が受け取れる予定でした。しかしながら、この議案はそのボーナス等を35名の非正規職員には支払わずに民間業者に支払うという議案であると考えます。なのにその業者委託についての仕様書を現在作成中だが、規則、規定、要綱ガイドライン等はまだ作成していないとのことでした。包括業務委託を議案として上げるのには不完全な議案でございます。まず、この点でこの議案を取り下げるよう執行部等に求めたいと思います。

そして、現在雇用の職員と協議ができてきているのか。現在雇用の非正規の職員さんと協議ができてきているのかという問いについては、総務課長は各課長へのヒアリングは行い、課長から大丈夫との回答があったとのことでございます。しかしながら、議案質疑で教育課長が私の問いに学校用務員が民間委託されることについて教育委員会で議論されたのかということをお聞きしたところ、その質問に教育課長は議論されていないと正直に御答弁くださいました。所管全ての課長に聞きたいところですが、私のほうから数名の当該職員さんにお話を伺いまして、その職員さんの一部は何の情報も与えられていないということを確認いたしました。

教育委員会の中ですら学校用務員さんの働き方について議論されていないことを同様に、まことに残念に感じる議案でございます。

そこで、まず議案第90号の水道事業検針業務について確認させていただきたいと思います。水道事業検針業務委託3,000万円、債務負担行為、令和元年度から令和4年度までの議案の内訳は、会計年度任用職員制度導入に伴う水道事業検針業務の委託料を増額するために、次年度以降3年間、検針員さん8名に支払う予定の金額なのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課、福田でございます。

今、議員さんからおっしゃられたその委託料に関してですけれども、債務負担行為を3年間で3,000万円計上させていただいております。検針員につきましては、現状、件数により個人委託をいたしまして金額の支払いを行っている状況にあります。この3,000万円に年間約1,000万円の計上をしたのは、検針員の料金を下げることなく管理として業者がこの検針員さんを雇用していただいて払う費用になっておりますので、ここについてはまだ今後入札をして業者が決まった後に打ち合わせとなるんですが、現状の検針員さんへの報酬に関しましては、これを下げることなく業者にお願いはしていくような状況ではございます。

○議長（武道 修司君） 手を挙げたときには、はいという声をかけてください。誰が手を挙げたかわからないので。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 水道検針員さんの業務委託です。私も条例のほうで確認させていただきまして、検針1件につき50円、そして事務費月額500円以内ということで大変安価なことがわかりびっくりいたしました。こちらについてもやっぱり見直しを求めたいところがございます。会計年度任用職員制度というのはやっぱり官製ワーキングプアというのを防止するためできた制度でございますので、ぜひとも検討をお願いいたします。

それで年間1,000万円ですね。ざっと計算したんですけれども、水道検針員さんお1人当たり大体年額50万円ぐらいなのかなと思うんですけれども、大体でいいので金額、年間の業務委託料がわかりましたら御回答お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。

検針員の費用に関しましては、実績といたしましては平成30年度に640万円程度お支払いをしております。ただ浄水器の検針の設置件数は一応6,610件ということで、この分を計算いたしますと最大で約720万円程度、1年間でかかるような状況です。これに関しまして、あと保険、その他の分に関しましては水道の協会のほうの保険で賄っているんですけれども、実際のところ個人委託という方に関しましてはこういった保険関係が現状完備が余りされていないような状況にありますので、この分を包括委託のほうでやっていただくとこういった面が充実してくると思われますので、約この年間1,000万円のとりあえず3年間ということで債務負担行為の計上はさせていただきました。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 丁寧な説明ありがとうございます。

720万円というのは1人当たり90万円です。保険料を入れてもそんなに高い金額ではない

と思います。

ここで心配なのは、やっぱり今はその検針員さんたちをお願いしてやっていたいている状況、その間に民間会社の方が入りますと、その分の手数料が入札等で決められるので、上げ幅が出てくるかもしれないですけどゼロではないということですよね。そしたら、その上がった分が水道料金に跳ね上がってくるのではないかと。特別会計で独立していますので、ということが懸念されるんですけども、この点についてはどのようにお考えなのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田でございます。

検針業務に関しましては、旧椎田のときからで言いますと、毎月その今現状は2人1組で検針しているような状況にあります。昔はその検針業務に関しましても大体回るところは1人でこの前までは回っていたんですけど、済みません、料金につきましては今後この業務がまた違う3年後を見据えて、3年後以降にこのようにほかのところでも安価なところがあれば、そちらのほうで業務委託のほうを今後は考えていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 大変一生懸命答えていただいているんですけど、水道料金が民間委託になった場合は住民の方が負担される水道料金が上がるのじゃないかなという懸念なんですけど、上がるのか下がるのか、特別会計なんでトータルで考えるから当然水道料金に返ってくるんじゃないかと思うんです。上がらないなら上がらないでいいんです。済みません、お願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 水道料金の値上げはしません。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 力強い答弁をいただきました。

でも、特別会計、すごく水道料金が上がらないのは結構なんですけど、その分その業者さんに行ってしまうということは、まさか一般財源から補填するという考えがあるのでしょうか。その点についてお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一般会計からの補填もこれは起債の返還、これしかやっていないので今後も一応やらないと、特別な事情が出てきた場合は2回ほどやりましたけど、築城の上水道課のときは一般会計から少し持って行ったりとかしましたけれども、基本は独立採算でございますし、

あとは業者の努力でよその自治体も一緒にするような形になるので、そこは業者がどのような形で努力するかという形になろうかと思っておりますので、うちだけだったら値上げしなきゃいかん形になるんだろうけれども、その見積もりがどうなるかというのは、これはもう今後の一応予算の範囲の中で見積もりはさせたいとこのように思っております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 業者の努力とおっしゃいましたが、業者さんもただでは仕事はしてくれないと思うので、やっぱりお金は膨らんでくると思うので、その辺に対しても大きな疑問を感じますので、私は納得できないところでございます。

では、今やっぱり検針員さんたちと水道課とともに業務をされていて、すごくうまくいっているということをお聞きしております。だけど、なぜ民間委託するのか、そして民間委託に何のメリットがあるのかわからないので、その辺について御説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田でございます。

民間に委託するという事は、現状、職員が今検針員さんたちのお世話をしておりますが、逆に言えば検針員委託を業者をお願いすることによって人材の確保は業者のほうで行っていただけるということなので、現状、10数年の間にやっぱり検針員さんたちも高齢となって後にまたそれをしていただける方の募集とかそういったのに結構時間がかかったりもした現状もあります。そういった人員確保に関して業者委託にすれば業者のほうで人員の確保を早い段階でできると思いますので、その点、職員の負担が減ってくるような状況がメリットにあると思います。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 職員の負担が減るという、職員さんが検針員さんたちのお世話をしなくていい、そして人材の確保も職員の方には御負担だったので、それがなくなるということですね。

では、その分をやっぱり民間業者さんに委託した分はやっぱり職員さんたちが努力で民間業者はただじゃないですから、そのお金の分は職員さんたちの努力で何とか稼いでいくとか、人員を減らすとか、そういうことを考えなくちゃいけないわけですよね。そういうことまで考えてちょっとほかのところももう一つの議案も同じようなことになるんですけども、そこまで考えてこの議案を提案なさったのでしょうか。町長、御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には民間委託という総務省からの指導等々もありますし、水道に関しては現在も委託をしておるんです。個人委託、これを今度は法人関係に委託していこうかという形になるんで、本来なら個人委託しているけれども、これがやはり個人、個人という形にな

れば非常に町の職員が指導していかなきゃいけないという状況もございます。だから、この委託を法人が責任を持ってやれるような、個人という形になれば責任の範囲がやはりあるんですけども、なかなかやっぱりそこまでは自覚をしていないという状況もございます。そういうことで、個人委託からいわゆる法人委託への切りかえをやりながらと、そしてできるだけ今の委託を受けている方々を雇用してもらおうというふうな形で当初の契約はそういう形で、次の契約等々が出てくれば、その法人が余り好ましくない法人だったとか、業務に対して不熱心だったとか、いや、そこまで僕は説明しなければいろんな根ほり葉ほり聞かれてくるんで、次の法人を選ぶときには次も従業員をそっくりそのまま引き取ってもらって、そしてその従業員でちょっといろんな瑕疵があったりとかいう形になれば、そこはそれで法人なりで責任を持って管理をしてもらう。しかし、引き取りについては、次の法人まで契約はちゃんとやっていくという方針で今後やっていこうという形で今考えているところでございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 丁寧な説明をいただいて大変申しわけないんですけど、私が聞いたのはそういうことではなくて、業者さんに委託するとお金がかかるわけです。そしたら、その分のお金を残った職員さんは仕事がらくになるわけですよね。今、検針員さんのお世話をしないでいいし、人材確保をしなくていいし、そしたららくになった分、今の職員さんたちはどういう仕事をするんですかと、今後、職員を減らすとかそういう展望はあるんですかとお聞きしているんです。お願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 住民サービスの向上という形の中では、これは当然減らす場合もあろうし、またほかの仕事、分野をふやしていくという場合もございますし、現状では住民サービスができていない部分を充実していくというふうな形に今考えております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） やはり具体的な計画が見えないので、私は納得ができません。

続けて質問させていただきます。

やはり、この件、私がヒアリングさせていただきましたところ、やっぱり本来なら蔵内邸とかの皆さんは会計年度任用職員ということでその条例が9月に提案されて可決いたしましたのでボーナスがもらえるはず、済みません、ボーナスというのがわかりやすい表現だからボーナスというふうに使わせていただいているんですけども、しかしながら、民間業者が入ることによって、そのボーナス分がもらえないというふう当初の議案質疑での御答弁を了解しております。今の町長の御説明で住民サービス向上と、それ当然です。でなければ、私も納得できておりませんで、やはり会計年度任用職員導入によってたくさん問題がいろんな市町村で起きております。

ネットでもたくさん見ました。自治労の皆さんも非正規職員の給料がせつかく上がるのに、それを下げるのはいけないということで、労働組合の皆さんもそんなことはさせないぞということで運動が起こっております。

なぜ会計年度任用職員の制度が導入されたのかというと、官製ワーキングプアの改善でございます。民間では同一労働同一賃金ということで民間の事業者さん、一生懸命非正規の職員さんにも給料を払おうと頑張っておられます。しかし、民間以上に格差が指摘されるのは非正規公務員なんです。この会計年度任用職員制度導入は非正規職員の待遇改善が目的なんです。確かに、この制度自体が全部いいかということ、課題はたくさんあると思います。しかしながら、築上町はこの制度を導入すると、近隣に比べて割と早く9月議会でこの条例が提案されて、非正規職員さんにもボーナスを払おうという提案をいただいております。総務課長にお伺いしたところ、その制度が導入されましたら、ほかの自治体ではボーナスをあげるかわりに月給を下げるとか、そんな厳しい状況が起こっているんですけども、きちんとうちの自治体、本町はきちんとボーナスを払って、そして月給の下げ幅は少なくするというお話をいただきまして誇りに思っていたところでございます。

しかしながら、今回の議案、包括業務委託という形で一部の非正規職員のボーナスを民間の委託会社に手数料として支払うという予算が本議会で提案されたんです。先ほど申し上げましたように、非正規職員の民間委託は多くの自治体で問題になっています。そのため、総務省は会計年度任用職員制度に係る事務処理マニュアルQアンドAというのを2回出しています。平成29年の1月と10月に出しました。そして、さらにそれでは問題がたくさん起こったので、令和元年6月10日に追加いたしました。これがこの間、たった3カ月前でございます。この追加内容は問いがQアンドAのQが、「臨時非正規職員について経費削減の観点から臨時非正規職員を会計年度任用職員には移行せず、この業務を民間委託してよいか」と書いてあるんです。回答は、「臨時非正規職員の職の必要性を十分に検討することなく、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として会計年度任用職員制度への必要な移行について抑制を図ることは適正な任用、勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものである、つまり、財政上の理由で新制度への移行を回避してはならない」と記載されています。本町のこの提案は、財政上の理由で提案されたとしか考えられません。住民サービスの向上に使うというのは当たり前です。そして、これは本町の非正規職員の方、かなり住民の方が多いと思います。そして女性の方も多いです。シングルマザーも多いんです。その方へのボーナスをカットして、民間会社に委託することが住民サービスの向上になるといえるのでしょうか。その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） なぜこの制度をうちが近隣、京築の中で一番早く取り組んだのかと一

言で言えば、財政の見通しがかなり先が不安であるということだと思います。それはなぜかということ、人口減少であったり交付税の減少であったり、調整交付金の減少であったり、そして、なお今一番考えなければならないのが、職員の働き方改革、これをいかに守っていくかと、そういうことを財政職員の事務、そういう総合的な面を含めてこのアウトソーシングであるこれをするということです。

それで、この今、嘱託職員、臨時職員さんが給料が下がるとかいう議論があります。決して、給料を下げるということは私ども全然思っておりませんし、そして今、例えば臨時職員は1年、嘱託職員は3年という期限が切られております。その中で例外もあるんですけども、そういう優秀な方を1人でも長く人材を確保するためには、やはりこういう制度を取り入れて1年でも長く勤めていただくということが主なねらいでありまして、今よく臨時職員さん、嘱託職員さんが給料がこのままでいいけど、1年でも2年でも長く勤めたいという声を私たくさん聞いております。3年で切られて来年はどうするのかと、そういう不安がかなり若い女性職員さんもおられますので、そういうことがないようにやはり長く勤められる、そして、賃金も安定していただけるとそういうことで町のほうも相対的な人件費が下がる、職員の数もこれに伴い少しずつ下がっていかねければならないと思いますけど、相対的に経常経費が下がっていくという先行きを見込んだところで職員のほうに検討をさせております。

福岡県で言えば、須恵町であったり篠栗であったりは成功してやっております。私も先般、須恵町の副町長と会いまして、やはりこういう制度が1年でも早く取り組んでいくべきだという意見も聞いておりますし、特に築上町は財政力指数が0.34ですので、1年でも早くこういうことを取り組んで他の市町村におくれないように職員に実施していく予定でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

ちょっと副町長の答弁と違う答弁になるかもしれませんが、財政的に確かに築上町の財政力指数は0.31ということで、財政力が弱いということは副町長が申し上げたとおりですけども、今回、業務委託をすることによって財政的なものが削減できるかといいますと、包括業務委託のデメリットの一つとして、実際にそれが財政的に負担軽減になるかということなんですけれども、宗議員さんがおっしゃられたように民間のほうに事務手数料というパーセンテージを民間の手数料は業者によって幅があるんですけども、そのパーセンテージがふえれば財政的なメリットはございません。

宗議員さんがおっしゃられたように、今後それを委託することによって職員が企画立案といいますか、今一番の今回のメリットと私が考えておりますのが、職員の各課並びに人事秘書係等の



労務管理のほうがすごく莫大な事務を要しております。今現在、前回も言いましたけれども170数名の非常勤の職員がいます。その分を毎月、例えば賃金の計算、例えばその日々の賃金だけではなくて超過勤務手当等を支払いをする場合に関しては、全くその計算を原課のほうで人事秘書係のほうに毎月もしくは毎日上げていきます。その分を単価が正しいかどうかということのほうまでチェックをしてする分ありますので、そういう労務管理の分の削減になるということが大きなメリットになると思います。その分の削減した時間につきましては、今後の総合計画等も含めた住民に対するサービス向上のために役立って、私たち職員一同やっていかないといけないというふうに考えております。

今回、業務委託をすることによりまして、平成31年、令和元年度は事務補助員というのを4月1日現在で31名を雇用しておりましたけれども、その分を職員で少しずつ業務が可能ではなかろうかということで、令和2年度は16名から20名程度を事務補助にして、約10名程度を削減する予定にしておりますので、そういう面で考えれば財政的なメリットはあるのかもしれませんが、全体的で言えば、メリットがあるのかということ言えば、事務手数料等が発生するので絶対的なメリットがあるとは言えないところが現状でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 総務課長、やっと出番が来ましたね。

副町長も御答弁ありがとうございます。

確かに、交付金が減少しています。どの自治体もこの会計年度任用職員についての財源については大変苦慮しているところでございます。だけど、一応決めたことなんです。私たち議員提案ではなく執行部提案でございます。財源については、やはり町を挙げて国に交付金をくださいというふうに交渉していくべきですし、隣近所の市町村も当然同じ問題を抱えているわけですので、国に求めていくのは町長として当然のことだと思います。

そのしわ寄せが非正規職員に来るのは全く考えられないことです。働き方改革を守るとおっしゃいましたが、この会計年度任用職員の導入というのは、非正規職員の働き方改革、働き方を守るものでございます。民間委託は守るものではございません。給料は下げないと今おっしゃいましたが、上げません、上がりません。民間委託になって上がりません。民間委託にならなければ上がるんです、給料が。そのなけなしの給料を民間委託にして減らしてしまっているのかという問題は全く解決していないと思います。財政力指数についてもメリットがないということで、確かに総務課の労務管理170名以上の方の管理というのはすごく大変だと思います。しかしながら、今、総務課、一生懸命この件について考えてくださっていると思うんですけども、本契約の規定やガイドラインはまだできていないとお聞きしました。

さらに、これは副議長も資料要求で会計年度任用職員制度の18条に必要な規則を定めると書いてありますが、それすらまだできていない。会計年度任用職員導入でただでさえ総務課の業務がひっ迫している中、民間企業への業務委託の手續も大変煩雑で複雑な業務がたくさんございます。ちょっと確認させていただきましたが、本当に偽装請負等にならないようにしっかりと決めていかねばならない決めごとがたくさんあるわけです。だけど、9月に決まった会計年度任用職員の条例についての規則は決まっていない、今、現時点で仕事が滞っているのではないかと思います。なので、包括業務委託は時期尚早だと考えまして、まずはここ1年は今回は見送っていただき、先月議決したばかりの会計年度任用職員制度の導入を行い、まず1年は非正規職員さん全員にボーナスを支払い、様子を見ながら包括業務委託の検討も、民間業務委託の検討もしていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） もう宗議員は決めつけてボーナスを払わないとか何とか言っていますけれども、ボーナスは一応考慮した形で委託はするつもりでございます。それはそれで、会社とあと従業員となった方々の一つの契約になってこようかと思えますし、そのところは余り決めつけていただかないようお願いしたらと思うんです。あと一緒に検討していただくという態度でしていただかないと、あくまでも頭から反対だというんじゃないで、私どももこうしたいほうが住民サービス、町のためになるんだという形で今提案を予算では債務負担行為でしておりますし、きょう、ここで取り下げとか何とかそういう問題じゃございませんし、それは宗議員の考え方で本当にいいのか悪いのかともう1回吟味していただきながらお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 丁寧に御答弁いただきましたが、ボーナスを払わないわけではないとおっしゃっていますが、払うかどうかわからない状況でございます。それには変わりがございません。本当に町のためになるのかは、町長と私の考え方は全く違いますので、しっかりと今後委員会等で議論をさせていただきたいと思えます。

まだまだ聞きたいことがたくさんあるんですけども、1点だけ、庁舎のことを聞かせてください。あと7分ぐらいありますので、庁舎のこと。

私、今回通告を上げさせていただきましたのは厳しい内容の質問通告を行ったと思っております。その経緯を申し上げたいと思えます。

前議会、9月5日の全員協議会にて、新庁舎建設基本設計書概要版が配付されました。内容について指摘して、9月11日のこの場で一般質問させていただきましたが、9月11日の時点では、同基本計画は案と答弁されました。なので、今後変更もあり得るとう御答弁でした。しかし、

10月8日に本町ホームページに公表された同設計書の表紙には令和元年8月と記載されています。9月11日に案と答弁された新庁舎建設基本設計書概要版が令和元年8月にでき上がっているという状況を見て愕然といたしました。一般質問答弁は虚偽かという激しい憤りにかられたところでございます。今議会開会后、同設計書の決裁書を資料要求させていただきましたところ、9月24日起案の30日決裁でございました。この決裁書から読み取ると、9月11日の御答弁は虚偽ではないと理解できました。しかし、本町ホームページに同設計書表紙の令和元年8月という記載には疑問を持っているところでございます。決裁は9月末なのに、同設計書の表紙は令和元年8月と記載されている理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

新庁舎建設計画基本設計概要版の記載でございますけれども、8月となっております。8月当初に案が業者のほうから示されまして、その分が8月という記載になっておりました。その後、事務局等で検討しまして9月時点ではまだ変更もあり得るかというところで案と答弁したところでございますけれども、概要版につきましては変更はございませんでしたので8月というところでそのまま記載して、ホームページは記載したところでございます。

ただ承認につきましては、先ほど議員さんから指摘がありましたとおり、決裁文書で9月の決裁を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 時間がぎりぎりになりましたので終わったら言ってください、やめますので。

基本設計書概要版の表紙が令和元年8月と記載されているのは、内容に変更がなかったからということで理解いたしました。ただ、不思議に思うのは設計書ができてから、その中から概要版というものを引っ張り出すので、なぜ8月なのかなというのはいまだに不思議でございます。

では、私が9月議会で指摘した点、基本設計書が要求水準書を満たしていない点について、町は受注業者と変更契約を書面にて行ったのか、行っていないのか。それをお答えください。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

要求水準書と計画の変更でございますけれども、基本設計及び実施設計での変更協議について幾つか出ております。今後も実施設計との協議で変更点が出てくる可能性がございます。これにつきましては、後日まとめて契約変更をする予定でございます。要求水準書の変更についても同様に変更をかけたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） じゃあ、まだやっていないということですね。私は基本設計、承認前にそれがないとその時点で契約を満たしていない、要求水準書を満たしていない契約は認められないと思いますけれども、そこだけ申し上げまして、あともう3分しかございませんので、ほかにもたくさん聞きたいことはあるんですが、これは総務産建委員会の委員さんに託しまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） それでは、ここで一旦休憩をいたします。再開は11時10分からいたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続きに会議を再開いたします。

次に、8番目に13番、池亀豊議員。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 13番、池亀豊です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、高齢者・障害者への支援についてお聞きいたします。

初めの福祉タクシーについてですが、先日、福岡県視覚障害者友好協会北九州支部というところから電話がかかってきて、築上町の会員さんが田舎に住んでいて病院に行くのに福祉タクシー券が使いづらい、みやこ町は築上町より条件がいい。苅田は福祉輸送があると言われた、改善できないかと相談がありました。いただいた資料を見ますと、築上町は月に2枚で、月に1回病院に行く往復の初乗り分しかありません。これでは余りにも少な過ぎると思います。同じことが高齢者の福祉タクシー券についても言えると思いますが、いかがですか。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。

ただいまの池亀議員の御質問に回答させていただきます。

まず、本町のタクシー事業について御説明をさせていただきます。

本町の福祉タクシー事業ですが、高齢者施策のほうでは築上町外出サービス支援事業として実施をいたしております。これは、先ほども言われた通院時の経済負担を軽減することを目的としておりまして、町内在住の在宅である要支援認定の方で非課税世帯に属し、自家用車を持っていないとほかのタクシー料金助成等を受けていない方という方を対象に小型タクシーの初乗り運賃

相当の利用券を、先ほども議員さんもおっしゃられたとおり1人につき1人枚で配布しておるのでございます。

障害者施策のほうでは、築上町福祉タクシー料金助成事業として実施をしております。これは在宅の重度心身障害の方が利用するタクシー料金の一部を助成することによって、障害のある方の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ることを目的としております。こちらも町内在住で身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、もしくは精神障害者保健福祉手帳1級、いずれかの手帳をお持ちの方で世帯の中に自家用車を持っている方がいない方、そういうところも限定をさせていただいています、を対象にタクシー料金初乗り運賃相当の利用券をお1人につき月2枚の年間24枚を提供させておるのでございます。

ただし、障害者のほうについては、腎臓機能障害1級で人工透析治療を受けている方については年間48枚、月4枚相当分を提供させていただいております。先ほど議員がおっしゃられたように、みやこ町等に比べたらちょっと劣るかもしれませんが、うちのほうではそれで今現在は提供している次第でございます。

若干、利用者の中にはもう回数が行き切らない方もいらっしゃるということも聞いておりますので、今現状、うちとしてはこの枚数でいっているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 理由といたしますか、目的、大変すばらしい目的でやっている事業だと思うんです。その目的からすると目的に至っていないと私は思います。それと、障害者の方が人権として移動する便利、使い切らない方もいらっしゃるとおっしゃいましたけど、月1回ですよね。使い切らない方は初乗り運賃だけという利便性がよくないとか、いろんな問題があると思うんです。ただ余りにも少ないということが言えると思いますし、みやこ町にも月5枚ですし、これでも私は少ないんじゃないかなと、やっぱり今言われていた目的が達成できるような制度に改善していくことを強くお願いしたいと思います。

次に、紙おむつについて質問いたします。

紙おむつについても、先日、障害のあるお子さんを持つ方から行橋は障害者の紙おむつの支給があるが、築上町にはない。議会で質問してほしいとのお話がありました。いただいた資料を見ますと、築上町にもあるのですが、利用対象者の欄に非常に難しい言葉で条件が書かれていて、申請するのをためらう人が多いのではないかと感じます。

ホームページで吉富町の紙おむつの給付というところを見ますと、対象者は要介護3、4、5の方、身体障害者手帳の等級が1、2級の方、療育手帳の程度がA判定の方とあります。高齢の親を介護している方からもこの紙おむつの相談がありました。今、生活が大変で紙おむつ代に

も困っていらっしゃる方がいらっしゃいます。何とか町の施策として、こちらのほうも目的があると思うんです。立派な目的を多分言われると思うんですけど、その目的をやっぱり町民の方を助けることになるような制度に改善していただきたいということを申し上げて、答弁を求めて終わりたいと思います。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。

助成の目的等を述べさせていただきたいと思います。紙おむつの支給についてです。高齢者施策のほうでは築上町在宅介護支援事業として実施をしております。これは在宅の高齢者の方やその家族に対し、紙おむつ等に係る費用の一部を助成することにより在宅高齢者等の経済的負担の軽減を図ることを目的にしております。利用対象者は在宅の町内在住の市町村民税非課税である要介護認定の方になっております。要介護認定の1から3の方については、医師の診断で尿失禁診断があることを済みませんが条件にさせてもらっております。また、かつ障害高齢者の日常生活自立判定基準というのがありまして、そのランクA2以上または認知症高齢者の日常生活自立度判定基準ランクB以上の方というふうな縛りもちょっと設けさせていただいております。生活保護法に基づく同様の給付を受けていない方ということを対象にさせていただいており、課税世帯に属されていない方は月6,000円、課税世帯に属されている方は月3,000円を助成させていただいております。

障害者施策では、日常生活用具給付等事業の中の一つとして実施をしております。これは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害のある方等へ日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ることを目的にストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な方や3歳以上の方で高度の排便もしくは排尿機能障害の方、または脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な方を対象に上限月額1万2,000円を助成するもので、本人負担が1割ございます。この負担についても生活保護世帯の方や住民税非課税世帯の方は負担なしとしております。こちらの障害者施策のほうについては、国、県の補助金がございます、それにのっとり行っているのですが、先ほど言われた条件等についてはちょっと改善が難しいところがございますが、議員もおっしゃられたように、よりわかりやすい表現ができるように努めたいと思います。

障害のほうについては、障害の手帳の相談のときや受給者証の申請のときにあわせてこちらのほうも説明に努めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） この相談の方で行橋ではある、築上町はないとその方はおっし

やっているんです。それで行橋も見ましたら、全く同じ条件で、なのに築上町の方はこうおっしゃっているというのはやっぱりそこに困っている方を、これは私はこの福祉というのは権利だと思うんです。施してやるのではなくて権利だと、それで本当に町民の困っている方の立場に立って施策を行っていくということが大事だと。それで、私、介護保険の件でも町民の方で介護保険が利用できる条件を持っているのに利用していない方が結構いらっしゃるんです。何人か町民の方から聞きました。あそこの家、利用できると思うのにしていないんじゃないかと、それで町に聞いたら、何か本人から申請がないといわゆる認定をしないと、そういう何とか制度を知らない方もたくさんいらっしゃいます。いろんな面で町一丸となって町民の生活を守るために頑張っていっていただきたいし、今の県の少しでも、これは吉富町は町は対象者が先ほど言いました条件、これは国の制度以上に単費か何かでもしかしてやっているのかなと私は思うんですけど、そのところちょっとわからないんですけど、またこの問題は先々一緒に少しでもよくなるように頑張っていきたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

それでは、次の築城基地拡張についての質問に移ります。

私は基地問題に関してはずっと何回も質問をしてきたんですが、今回は築上町の地元住民の方たちのお気持ちを尊重いたしまして、基地拡張の問題について御質問したいと思います。

10月19日に今津地区学習等供用施設で防衛省整備計画局施設計画課、九州防衛局企画部地方調整課、航空幕僚監部防衛局施設課、施設整備航空自衛隊築城基地第8航空司令部などによる住民説明会がありました。防衛省の説明の後、住民の皆さんから反対意見、または白紙撤回を求める意見が約2時間にわたって相次ぎました。受け入れ可能な意見は出ませんでした。役場の職員の方もいらしていましたので、どんな意見が出たか聞いていると思いますが、聞いていますか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。

10月19日の土曜日に行われました今津地区の学習等供用施設で行われました防衛省の本庁、九州防衛局、築城基地の方がお見えになって説明を受けたということに関しましては、地域安全係長のほうがオブザーバーということで参加をしております。その内容につきましては、防衛省のほうから今回の事業概要の説明の趣旨と用地取得を行った際の施設概要等について説明を防衛省側から行ったと、地元の今津地区の住民の方からはなぜ今津地区なのかとか、今のカメラミッション等の飛行経路とか防音工事の関係についてとか、その他もろもろ今回の拡張に関しては反対なんだという意見が出たというように報告は受けております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 私が聞いた範囲で正確ではありませんが、こんな意見が出てい

ました。13年前、白紙撤回になった経過を知っているか。神社まで何メートルか、白紙撤回したのにおかしいじゃないか。弾薬庫は絶対つくらないのか、買収した後、つくろうとつくらまいと勝手にできてしまう。拡張について反対、住環境の劣化は目に見えている。農地が38%もなくなる、年寄りが農業でほとんど年金もなく生活をしている、一括でお金をもらっても使ってしまえば終わり、土地があれば死ぬまで食える。カメラミッションの的を向こうに持って行ってくれと20年ぐらい前から言っているけど全く聞いてくれない、住民の声をもうちょっと聞いてくれ。去年の11月から非常に事故が多い、事故、騒音解消へ今どんな取り組みをしているか。先月あって、また今月、余りにもおかしい。こんな人たちが用地を買収しようというのがおかしい。夜間工事でも夜中ガリガリ、安眠妨害、住民のことを考えて自分たちの利便性だけで言っているのではないか。戦前中に先祖からいただいた土地を強制買収された、反対するのは戦前みじめな経験をした、戦後も厳しい試練を受けた、子供や孫にそんな経験をさせたくない。9月25日と26日、3時から3時半に今津の海岸のところで物すごい低空飛行をした。約束を守らないのはお宅じゃないか、低空飛行は絶対民家の上は飛ばないと約束をした、飛行経路を調べてください。農業は行かれませんので土地をやるということは白紙撤回してください。低空飛行のときは苦情電話があると思うが、月何回か。今、飛びよるやつはおかしいじゃないかという、基準どおりですと答える、私たちには基準がわからない。1時間おきにカメラミッションするとどうということになるか。上がって西、八津田小学校の上を回っている。日米再編ロードマップのもとにこういうことを提案しますなんて、きょうは話がない。後で米軍来るんでしょ、地元としては不安、アメリカ軍は日本の住民なんて考えない。弾薬庫を住宅の横に持って来られてはかなわない。第二の沖縄になって治安が悪化をして民家に強盗やら入ったり、火事や治安悪化は目に見えている。地域協定で法律が適用されない、沖縄を見て心配、唯一財産を生む農地を取り上げられたら生活の手がない。油を燃やしたりやり放題のことをやって断りが全くない、住民をないがしろにしてやって問題、私は反対、これで納得しろというほうがおかしい、米軍はないのか、確実にそうなのか、約束を守っていない。その場しのぎで言ってもらっちゃ困る、こういう意見が出ていました。町は真摯に受けとめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、いろいろ、るる列挙をしていただきましたが、実際そのとおりだと思っております。というのが、やはり今まで地域住民に対する基地政策というものが余り実施されていない、地元の要望が実施されていないというふうなことで、不満が、私の受けとめたところも皆さんと1回会って話をしたところもこれがあります。

それとやはり一番最初の発端はやっぱり戦時中に海軍航空隊が築城基地をつくったと、そして太平洋戦争が終わってから朝鮮戦争が始まって、米軍が築城基地をいわゆる朝鮮の北朝鮮との攻



撃の拠点にしていったということで、確かこれが昭和27年まで占領されておりました。このときに米軍による横暴がやっぱり大分地域の皆さんにも頭の中に入っておるといふうなことで米軍アレルギーというのがありました。そしてまた、地域の要望で先ほど課長も言いましたけれども、防音の問題とかカメラミッションの問題等々、本当に地域にとっては非常に要望しておるけれどもなかなか要望が聞き入れられないという不満が先ほど申したようにいっぱい地域住民にはある、基地があるための不安というのが、そしてまたテレビの受信料もいわゆる一方的に通告によってやめますということで受信料も、これは国土交通省、民間の福岡空港あたり、北九州空港あたりと同じく国土交通省がやめたらから防衛省もやめざるを得なくなったということで私としてはもうちょっと頑張って、民間航空機とジェット戦闘機の音は違うんだという主張をやってもらえばよかったかなというふうに思っておりますので、今後もやっぱりこの問題等々については復活折衝をやっていくという形で、きのうの質問でも鞆野議員からも質問がございましたが、こういうものもできる限り町としてもお金の範囲で協力はしていこうかな、地元の要望に応えていこうかなと、このように考えておまして、国からそのお金を引き出せれば一番いいというふうに思っておりますし、そういうことで今後地元とそれから国と、用地買収については皆さんの意向を十分承っております。そういう形の中で地元の皆さんが絶対反対だという、( ) 的な形もある方もおります。しかし、もうちょっと基地対策に力を入れてくれればという方々もおりますし、そこのところはもう1回どういうふうになるかというのも私も推移を見極めながら地元の住民の立場に立った形で防衛省とは交渉していきたいし、防衛省の言い分も少し地元のほうに伝えるという役割を最初から私はするというふうに言明しておりますので、そういうことで何とか地元が納得するような形で解決ができればいいかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長(武道 修司君) 池亀議員。

○議員(13番 池亀 豊君) その後、今の続きです、住民の方が「米軍機と玉突きで自衛隊機が外に出て行くということですよ」という質問に対して、「流れについてはおっしゃるとおり、玉突きの形になる」とお答えがありました。別の人がそれを遮るようにマイクをとって、「今回の農地の獲得計画は純粋に自衛隊の所要によるもので全く関連はないとは言えないのですが、別の計画ですので誤解のないよう理解いただければ」と答えていましたが、私は聞いていて誤解も何もそのとおりではないかと思いました。総務課長、そうですね。お気持ち、感じ。

○議長(武道 修司君) 元島総務課長。

○総務課長(元島 信一君) 総務課の元島でございます。

町長のほうが以前から9月議会でも申し上げましたように、滑走路の延長と弾薬庫等の作成については日米ロードマップに基づいた整備になっております。それと米軍の宿舎、そういう建設

についてはなっております。今回のやつについては日米ロードマップに基づくものではなくて、米軍の弾薬庫を行橋市側のほうにつくると、それをつくった際に、あそこで今、災害の訓練等を行っている場所がないので、今回、拡張する側のほうにその分を持ってきたいというのと、エプロンをふやす分に関しては災害時等の分で輸送機もしくはほかの基地等が災害があった場合に戦闘機が機駐する場所がないということで拡張したいというふうに説明を受けていますので、私はそのとおりではないかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今、説明をそのまま説明していただきましたけど、これは住民の方がそう言ってそれに質問に流れについてはおっしゃるとおり玉突きになると一瞬答えて、また違う方が今課長さんがおっしゃったようなことを述べているんです。住民の方はそう思っていないんです。玉突きで来るんだと思っているんです。

そのところを申し上げて、次の、この後騒音の話になりました。爆音です。こんな意見が出ていました。駐機場を出るとき、ふかして出るんでしょう、95デシベル超さないということか、駐機場からここまで何キロあるのか。以前も東から西へ上がる時、スタート訓練で相当高い指数、全く話にならない。やれ日米合意の基地拡張計画と違うといっても違うどおりがない、50メートルぐらいまで基地が近づく中、160世帯が憲法で定められた健康で文化的な生活ができるのか。防風林まで全部とると台風など災害が起きやすくなる。防風林も農地もとられる中で、私たちは暮らしていけないので、即時撤回してください。カメラミッションは海岸線を飛行していたが、申し入れのたびに内陸部に位置が変わってきているのはなぜか。急降下、上昇するとき民家の上を通過しており、非常にうるさい。住む人はたまらない。現状の防音工事でも全く意味がない。戦闘機の性能がよくなると音が大きくなる。宮崎新田原の騒音訴訟はどうなっているのか。裁判になるくらい騒音がひどい、状況を知らんのやろう。各家の防音工事、何ホーンか計っているかという問いに、基地の騒音状況、基地周辺で6カ所を常時測定している。今のところ大きく変わっていないという回答がありました。この回答に対して住民の方からは、自分たちだけで測定しても誰も認めない、お宅だけで10回、20回測りました。誰も信用しない。どこを測定しているのかと今津のことを言っているんだという声上がり、今津はないと思いますという答えに対して、出席されていた住民の皆さんほとんど全員から抗議の声が上がりました。女性の方が前に並んでいる防衛省の方たちにそこにいる方、10人くらいでもいいです、泊まりに来てください、食事つきで泊まらせてあげますという、会場から大きな拍手が起こりました。私たちは11月13日に米軍岩国基地の視察研修を行いました。この岩国基地は、周辺住民654人が訴えた裁判の広島高裁での判決が10月25日に出たばかりです。この判決は騒音被害に対して約7億

3,540万円の損害賠償を国に命じたものです。私は、今津に住んでいるわけではありませんが、岩国に行って感じたのは今津のほうが騒音が激しいんじゃないかということを感じました。町は今津の騒音の測定をしたことがありますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 騒音測定は、公民館のほうに一応機材を町が持っておりますので置いて測定したことはございます。防衛省の数値とは変わらない数値でございましたけど、そういうことで基本的には先ほど元島課長の答弁と重複しますが、基本的には私も日米ロードマップと若干マッチしているかなと思っておったら、駐機場は自衛隊の大型機が来たときにそこにとめる、そして、日米、緊急時の避難のときは別の場所に駐機場を確保して、自衛隊の飛行機をこっちに持って来ると、そういうふうな説明によってはそうなのかと、そして弾薬庫も今回つくる弾薬庫はこれは自衛隊用のもので、米軍用のものではないというふうな説明を受けた、そうなのかということで、私は弾薬庫は日米ロードマップの弾薬庫の増設と、それで理解しておったけどそうではないという説明がございまして、一番最初の滑走路の延長と弾薬庫と宿舎、これは別物だというふうなことで説明を受けて、そうなのかということであくまでも自衛隊機が、大きな輸送機が来たとき等々の駐機場、それから自衛隊の弾薬庫をもう一つつくるというふうなことで、今、災害の訓練を行っておる地域に弾薬庫を、ちょうど築上領域の一番北側になるところだと思いますけれども、そこに弾薬庫をつくって災害用の訓練用地を今あるそれをこっちのほうに持って来るというふうなことで説明を受けてそうなのかというふうな認識をしているところでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今津の住民の方たちのお気持ちも聞いていると思うんですけど、ちょっと差があるように感じます。それと先ほどの、きのうの答弁でも町長のおうちの近くが80ホーンと言いましたか、今津の今おっしゃった自衛隊の測定と変わらないと、私思うんですけど、町長さんのおうちの近所も週に1回は通りますし、今津の海岸のところも週に1回は通ります。全然もう比べものにならないです。今津の、体が揺れるぐらいの音がします。びっくりします。

この間、岩国基地に行ったんですけど、岩国基地のほうがこれは岩国基地が物すごい広いですから、民家から遠いんです。今津は民家のすぐ横にあるんです。本当に全然違います。今津の音というのは本当に体が揺れるぐらいの音がしていると思います。本当に今津の方たち、よく大変な生活をしているんだなと私はずっと思っています。

次に、最後に自治会から、さっきの住民説明会の最後です、町のほうも住民の意見を聞かれて理解されたと思います。今津住民としては容認できませんという立場です。町に持ち帰って白紙撤回の方向で努力してくださいという、満場から拍手が起こりました。

次の2番は今津自治会の築城基地拡張に反対する宣言についてですが、私はずっと今津自治会の皆さんの話を聞いていて、これが本当の人の声だと思いました。宣言の中にこれ以上、私たちが苦しめないでほしいという文言があります。全てがこの言葉に住民の皆さんの思いが込められていると思います。先ほど、町長は推移を見極めながらとおっしゃいましたが、その後、私たちは10月24日に福岡の九州防衛局で築城基地拡張の撤回を求めました。私は、九州防衛局に対して今津住民としては容認できないという意味が住民説明会で示された。絶対に基地の拡張は認められないと強く述べました。これに対して防衛局は住民の理解を得ないと強行はできないと明確に答えられました。先ほど町長、推移を見極めながらとおっしゃいましたが、今津自治会は白紙撤回の方向で努力してくださいと明確に言っています。そして、防衛局は住民の理解を得ないと強行できないとおっしゃっていますので、ぜひ町長も白紙撤回の方向で頑張ってくださいということをお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今津の皆さんから要請を受けて、その後すぐに防衛省のほうに行って一応、要請文をお渡しして地元はこのような状況ですというふうな話をしながら、さりとてやっぱり防衛省は、はい、わかりましたちゅうわけにはいきませんので、そういうことで防衛省の言い分も聞きながらということで、一応、今津の皆さんの意向を伝えるには行ってきたところでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今の答弁は、住民の立場に立つとつい見ながらいろいろおっしゃっていますが、最後はやっぱり町長として住民の立場に立つという答弁だと私はとりまして、この質問を終わります。

次に、教職員の働き方について質問をいたします。

教職員の長時間労働について、今、深刻な長時間労働がはびこっている、多様化している学校現場、特に教員の長時間労働が社会問題になっています。この是正は労働条件の改善として緊急であり、子供の教育条件として極めて大きな課題であると考えます。

国の教員勤務実態調査2016年、対象は小中学校によりますと、教員は月曜から金曜まで毎日平均12時間近く働き、休みのはずの土日にも働いています。この問題は今国会でも取り上げられ11月26日の参院文教科学委員会の政府答弁で週55時間以上勤務している教員は、小学校で57.8%、中学校で74.1%と答えられました。築上町の小中学校で週55時間以上勤務している教員の割合はどのくらいですか。わかる範囲で結構ですので、お答えください。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

週55時間以上の勤務をしている教職員の数ということですが、はっきりとした把握はしてございません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） はっきりとした把握はしていないということです。

後にまたその件、言いたいと思いますけど、次に、平成30年度8月に県内各市町村の働き方改革の取り組み状況が発表されました。1、教職員の働き方改革について指針を策定している、2、勤務時間の適正な把握、タイムカード等で把握している、3、定時退校日の設定、4、学校閉庁時刻の設定、5、学校閉庁日の設定などです。築上町はどうなっていますか。

今、勤務時間の把握の件は把握していないと言いましたけど、今の3、4、5については2年ほど前、前教育長からお答えをいただきましたので、1、働き方改革の指針の策定と、2、タイムカードなどによる勤務時間の適正な把握についてお答えくださいというつもりでしたけど、今、把握のほうはできていないということなので、1番の働き方改革の指針の策定について、お聞きします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

教職員の長時間勤務の改善につきましては、昨年度から学校閉庁日として8月13日から15日、12月28日を設定しております。

また、部活動を適正に運営するための部活動のあり方に関する指針を策定もしましたし、定時退校日の設定や業務内容の改善として業務改善プラス1運動1校1減に取り組み、教員の負担の軽減に努めているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 働き方改革の指針の策定というのを、全体の指針の策定は。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

全体的な指針ということでは、まだそこは策定していません。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今お聞きしまして、把握ができていないということはタイムカードも当然打っていないということだと思います。今、タイムカードはまだ導入していないことだと思いますが、このタイムカードを導入している全国の学校でも管理職にどんなに朝早く学校に来てタイムカードは勤務時間になってから押せと言われてたり、帰りはどんなに遅くまで残

っても5時半には打刻してくれと言われているなどの実態が全国で報告されています。

先ほどの国会答弁でも萩生田国務大臣が実際にはタイムカードを押した後に引き続き職場に残って働いている方がいらっしゃる実態を承知していると答弁しています。

築上町では、この萩生田大臣の言うような実際にはタイムカードを押した後に引き続き職場に残って働いていらっしゃる、これはタイムカードがないからわからないわけですけど、これに似たような実態がありますか。あるかないか、わかなければ、あるかないかお答えください。

○議長（**武道 修司君**） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（**野正 修司君**） 学校教育課の野正でございます。

今、池亀議員が言われましたタイムカードの退庁時を記録した後にまた学校に戻ってというようなことが築上町でもあるかということでございますが、築上町では個人個人の退庁時刻を記録をしていませんので、その現状というのはちょっとはっきりわからないような状況です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） ちょっと意外な答弁ですので、後でも出てくるんですけど、公立学校教職員給与等特別措置法改正案ですけど、この中で教員の勤務の把握というのは前提条件なんです。それで、今ずっと国会で論議されて、この間国会を通ったんですけど、ちょっと意外な答弁が続いていますので、ちょっととまどっています。

この件は置いておきまして、次の問題に移ります。

小学校で道徳が正式教科になりました。年間の指導計画どおりに授業を進めるよう、教員を縛り、教員の多忙化に拍車をかけています。子供たちの心の中を評価することにかかる手間と労力を子供との対話に向けられたら、どんなに子供はうれしく励まされ、成長するか。教員を教育内容や指導方法、さらに評価のあり方まで定め、そのとおりに動かそうとすること、教育の専門職に必要な自立性を奪うことでなく授業で創意工夫する環境をつくるのが大事だと考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育長の久保でございます。

ただいま御指摘の件ですけれども、やはり学習指導要領に基づき、その中で創意工夫をした学習展開をしていく、先生方の創意工夫により地域、学校に実態に応じた学習展開をするようになっておりますので、決して縛られたりというような考えはございません。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 次に、筑波学院大学初代学長を務め、現在、茨城県つくば市教育長を務める門脇さんは次のようにおっしゃっています。教育長になって学力向上の4文字熟語を使わないことを決めました。それだけで、ほとんどの先生がほっとした顔になりました。地方

教育委員会も学校も学力向上のため、会議や研修が多くなっています。会議や研修をなくすだけで仕事が減ります。そのかわりに先生が楽しく授業をしてくださいとお願いしました。先生が楽しく授業をすると、子供は勉強が楽しいと感じます。学力テスト対策をやめ、夏休みは教員もゆっくり休むなど、教育委員会の権限でできることはたくさんありますと、私もそう思います。先生が楽しくなくて、子供たちが楽しいはずがない、子供たちの笑顔は学校の宝だと思います。教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育長の久保でございます。

ただいまの質問の件でございますが、私もやはり先生方がいきいきと働く、そのことによって子供たちが先生を見て、またしっかり学ぶ、これはとても大切なことだというふうに思っております。学力向上、最近、学力学習状況調査テストの結果が公表されるということで、そのことに目がとられがちになりますけれども、やはり子供たちに私は真の学力というふうに言っておりますけれども、本当に生きる力をつくる、そういうことを大事に考えていきたいというふうに思っています。そしたら、そういう根底に先生方がそういう思いを持ちながら日々子供たちと向き合う時間を大事にしながら、しっかりと教育していけば、それは結果として学力向上につながるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 次に、先日、11月15日に2020年度教育条件整備陳情がありました。教育条件整備要望項目で、少人数授業等のきめ細やかな授業を実施する必要があります。そのためには、人的、物的の両面で条件整備が必要だとありまして、人的、物的の要望がされました。その中の町費負担加配教員の継続、新規配置、人的関係について質問します。小学校複式加配教員の項では、築上町の各学校で複式解消のための加配が行なわれており、その継続と新たに新規の要望が行なわれています。このことは後で述べる京都教育大学教授で長年、小規模教育、へき地許育、複式学級の指導などについて教育心理学の視点から研究をされてこられた藤岡秀樹教授も複式教育の課題を改善する施策として教員加配をして、複式学級の解消への取り組みを評価しています。

今回、教職員の働き方について質問するに当たり、町内各学校の不登校、いじめの件数を資料として出させていただきました。不登校は児童・生徒の多い学校で多く、平成28年、29年、30年の過去3年間を見ると、ほかの6校では葛城小学校で29年度に月1件が3カ月あるだけで、その3カ月以外は28年、29年、30年と6校全てで不登校はゼロです。いじめも児童・生徒の多い学校がやはり多く、小原、下城井、上城井の3校は不登校、いじめがともに28年、

29年、30年と全くのゼロです。こういう実態がある中で教育条件整備要望の40人学級解消教員の配置は本当に切実な問題だと考えます。長時間労働、多忙化で申告な状況にある先生方を少しでも助けるためにも、ぜひこの40人学級解消教員の配置は行うべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育行政と申しますのは、やはり教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備、確率を目標として行うものでありますので、学力保障に係る人的な配置、そして校舎やICT機器等の物的な整備もできる限り取り組んでいるところでございます。御指摘の40人学級解消教員の要望につきましても、学校とも十分協議をして対応していきたいというふうに考えております。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーですが、要望書にもあるように、心的な課題を持つ児童生徒、家庭環境の厳しい児童生徒が在籍していることから、心のケアやさまざまな問題を解決するための援助を行う専門職員が必要です。文科省の調査では、近年精神疾患で休職した公立学校教員が年5,000人を超え、休職者のうち精神疾患を理由とした人の割合が65%を超えていることがわかりました。みずから命を絶つ事件も後を絶ちません。

ある青年教員の事例で見ますと、4年間の臨時教員生活を抜け出し、公立中学校の正規教員として働きだしたのは2014年4月、1年の担任のほか、他学年の社会科や体育も担当、難しい保護者トラブル、初任者研修での厳しい指導、交通安全指導係、経験のない野球部副顧問など、時間外勤務は4月から160時間を超えました。そして6月になると、2階の自室まで上がれなくなり、8月以降はさらに指導教員の厳しい指導に思い悩むようになり、10月に「疲れました」との走り書きが最後の言葉になりました。このような事例は、数多く発生しています。先生方の負担を少しでも少なくするために、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの常勤の専門職員の大幅な増員を求めます。

○議長（武道 修司君） 誰が答える。久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） スクールカウンセラーについても、今年度同様県費による配置に加えて、町でも加算して考えておりますし、ソーシャルワーカーについても町費の委託をしていますので、継続を考えております。是非とも継続していきたい、充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 町の財政もありますので大変だと思うんですけど、今先生本当



に大変な状況に置かれています。さきほどのいじめ、不登校の件でも、先生たちは一つ一つが心の負担になっているのではないかと私は思います。何とか、国、県の予算要望も頑張っていて、町の財政も積極的にお願いしたいと思います。

次に、複式学級について質問します。

2018年度の文部科学省学校基本調査では、全国の小学校で4,527学級、中学校で207学級が複式学級となっています。先ほど紹介いたしました京都教育大学、藤岡秀樹教授は、2010年の複式学級の指導法についての研究として、2018年の複式学級の事業づくりで複式学級の現代的意義を、1、小人数指導であり、児童生徒一人一人に個に応じた指導ができ、基礎、基本の確実な定着を図ることができる。2、2学年の交流を通して学習が促進され、学年を超えた学び合いができる。3、間接指導を通して自己教育力が育つ。4、児童生徒の自治能力が高まる。5、コミュニケーションの能力や、また認知能力の向上を通して、学びの質の高まりが形成される。6、児童生徒の実態や地域の特性に応じた教育過程の弾力的編成ができる。7、複式学級では、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングが間接指導を軸として行われる、と述べておられます。

また、小規模校、まして複式学級では学力が低下するという考えに対して、岩手県教育委員会が2018年複式指導のための資料集で、複式学級の児童の学力を全県平均と比較したところ、2年連続で複式学級の児童のほうが学力が高いことを見出し、複式校と非複式校とを比べるとその学力差はさらに大きくなると述べていること。小規模校についても、文部科学省の全国学力調査で、生徒数約60名のへき地指定1級の小規模中学校の正答率が全国平均を上回っていた事例などを紹介されています。

複式学級の現代的意義について、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 複式学級ですけれども、今、池亀議員のほうからお話がありました。確かに個に応じた指導で、2学年等もできるというよさがあるというふうには考えております。その一方では、単独の学年だけの学習指導ができにくい等々の課題があるという認識もございません。

以上でございます。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 次の質問ですが、公立学校教職員給与等特別措置法改定案についてです。

今国会で成立した公立学校の教員給与特別措置法の改定特法は、公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制、繁忙期に労働時間を1日10時間を限度に延長する一方、閑散期、夏休みなどの労働時間を短くして、休日のまとめ取りなどをして、1年間では週平均40時間におさめるも

のを導入するものです。

この国会で、萩生田国務大臣は、勤務時間管理は従来より労働法制上教育委員会や学校の責務とされていましたが、働き方改革推進法による労働安全衛生法等の改正により、タイムカードなどの客観的な方法等による勤務時間の状況の把握が、公立学校を含む事業者の義務として法令上明確化されました。このため、1年単位の変形労働時間制の導入いかににかかわらず、客観的な方法等によって、勤務時間管理は不可欠であると考えおります。とりわけ、年単位の変形労働時間制の実施に当たっては、勤務時間管理が徹底されていなければ導入することはできないものと考えております。1年単位の変形労働時間制を活用するに当たっては、指針の上限規定を遵守することを規定する。こうした要件が明らかに遵守できない状況が生じた場合は、教育委員会において、1年単位の変形労働時間制の活用の指定を取りやめる。上限ガイドラインが遵守できていなかったとなれば、この制度の適用を取りやめると羽生田大臣が答弁しておられます。

この法の前条件である上限ガイドラインが遵守できていない場合は、福岡県で条例ができて、教育委員会においてこの制度の適用を取りやめるということでよろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

今の池亀議員の御質問でございますが、まだ法律ができたばかりでございます、正直詳細まで把握していないのが現状でございます。これから法律等もよく勉強いたしまして、また県の対応、近隣の状況等考えまして対応したいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 最後の質問です。

過大なストレスを抱えながら働いている先生方への必要な配慮について、労働契約法第5条、労働者の安全への配慮で、使用者は労働契約に伴い労働者がその生命、身体などの安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。使用者である事業主には、従業員を業務に従事させるに当たって、過度の疲労や心理的負担をかけて社員の心身健康を損なうことがないように注意する義務があり、これを安全配慮義務と言います。

学校の先生の場合、使用者は、福岡県ですか、町ですか。ちょっと、県ですかね。ちょっと時間がないので。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 久保でございます。

ただいまの質問の件でございますが、任命権者、懲戒権者は県でございますが、服務監督については市町村でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 町に町立の小学、中学校の先生への安全配慮義務はあると思うんです。

最後に、町長に安全配慮義務についてお聞きして、質問終わりたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 法律に沿って、それはそれで当然やっていかなきゃいかんと。予算が必要な分はつけてまいります。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） きょうの質問をこれで終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） それでは、これで午前中の質問を終わります。再開は午後1時10分からといたします。お疲れさまでした。

午後0時06分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

一般質問の続きです。9番目に**5番、工藤久司議員**。

○議員（5番 工藤 久司君） 一般質問の最後ということで、通告に基づいて質問させていただきます。

ちょっと一般質問する前に、新庁舎も建てかえの準備に入っていて、景色もだいぶ変わってきたなというのを実感しております。一言ちょっと町長に言いたいことが。桜の木を切るときにたまたま私は来ていまして、音がすごく、桜の木をバリバリバリという音が物すごく耳について、ああもうちょっと、これどうにかならなかったのかなあというふうな、そういう思いをした次第です。今そこにクスノキですか、ATMのところ、それもいずれは切られるのかなあと思います。できたらこの木を残すということは無理にしても、この木をきちっと切って、町民の皆さんに何かコースターとか何か記念品なんかにできたらいいかなという私なりの思いを冒頭に言わせていただきます。

それでは、一般質問を行いたいと思います。

まず、教育行政についてですが、このいじめ、不登校については、先ほどの、先日ですかね、信田議員も質問していました。実際に、数として、不登校の数は、小学校は11、中学校は23という数を課長のほうが答弁していましたが、私は昨年ですかね、教育長に聞いたときはまだまだ

すごい人数がいたと把握しております。どういうことだろうかということで課長に問い合わせたら、卒業したんだろうということだったんですが、小学生は卒業したら中学行くんですね。ですから中学の数はもっと本当いるんじゃないかな。本当に11と23なのかということの一つ疑問にあります。改善されたといえればそれで結構なことなんですが、このいじめ、不登校について質問をさせていただきますが、その前に教育長に、冒頭教育長の所信表明というか挨拶のときに、グローバル化とかIT化を見据えた教育とか、基本的には生きる力、またコミュニティ・スクール等を活用してという言葉が出たと。もう少し掘り下げてちょっとお聞きしたいんですが、やはりグローバル化とは何か。どういうことをじゃあ子供たちに、この築上町の子供たちにグローバル化というの形としてどう提案できるのか。また生きる力とそういうIT化も含めて、情報化も含めてですが、そういうこともう少しちょっと具体的に案があれば、教育長のほうの答弁を求めたいと思います。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育長の久保でございます。

ただいまの質問でございます。冒頭グローバル化、情報化について私のほうから大枠でお話をしましたけれども、私自身がやはり地域を大事にするという子供たちを育てていきたい。そのときには、やはりこの今の情報化の時代、子供たちはインターネット等々でいろんな情報を収集することができます。そのときにやはり広く世界を見て、正しく理解できる国際理解教育と申しますか、そういうものができて、なおかつやはり足元の築上町のよさというのを感じると考えておりますので、特に学校教育の中におきましては総合的な学習の時間、それから今度英語学習等も入りますので、そういうところでしっかりと国際感覚等を身につけていっていただきたいと思っています。それとともに、社会教育の分野、学校教育で先日中国に訪問させてもらってというお話を町長のほうもしたかと思えますけれども、友好相互交流があります。こういうところに行くことによって異国の文化を知る、言葉の壁を感じる。そういうことでやはりこの地域にいながらも世界の情勢というものを意識できるような教育を展開したいというふうに考えています。ただ、そのときにやはりこの場所にいますと、1回1回全員の子供たちを連れていくということはなかなか難しいことだと考えます。

そこで、ICTを活用して動画で見る、そして情報収集する。ネットで交流するというようなこともできますので、やはりこの両方をしっかりとできるような学校教育、そして社会教育を創造していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 大枠わかりました。ただ、私も3年前ですか、4年前ですか、一

緒に中国行かさせていただいて、そのときの感想文に、今教育長が述べられたこととちょっと似ているんですが、やはり全員を対象にしたものでなければいけないんじゃないかということと、なぜ中国なのかということがずっと疑問にありました。実際自分が行って非常に、行った子供たちはやはり勉強にもなっていますし、私自身も中国という地域を見れて、国を見れて、非常に勉強になったなと思います。ただ、私たちのためではなくて、やはり基本は、主役は子供たちですから、子供たちにそういう意味では全体にそういうものを味わわせてやるためには、やはり英語教育。英語教育というのがもう来年からですかね、2020年から3、4年生が10日から1週間ですかね、5、6年生はもう必修化に移行していきます。ですからここは予算的な面もあるだろうけど、やはり一貫してしたほうが、教育にしたほうが、私はいいじゃないかなと思っております。ここは参考までにです。英語圏へのそういう子どもたちの意識を行くということのほうがより効果があるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

基本いじめの問題のある前に、やはり教育というのが町を変えていくのではないかなって思いがあります。というのが、やはりうちで、この築上町で育った子どもたちがいずれこの築上町を背負っていくわけですから、やはり小学校、また中学校、その前もそうでしょうけど、受けた町への影響、学校の影響というのが町を支えていく子供たちの原動力というか、基本になっていくと。それなのに最近のいじめとか不登校というのがあるという現実是非常に悲しい。本当にあつてはいけないと思っております。

いじめに関しての対策として、いじめをどうしたら防げるか、じゃあ不登校をどうしたらなくせるかというやっぱり具体的なそういう、教育委員会なら教育委員会、そういう目標なり指針とかを出していただきたいなと思って。

まず、教育長、いじめに対しての一番防ぐ、特効薬はないにしても、不登校もあわせて答弁していただきたいんですが、どういうことでこれが防げていくのかとお考えでしょうか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） ただいまの御質問でございます。

やはりいじめというのは永遠の課題で、全くなくなるということは多分ないんだろうと思います。ただ、私たちが、教員なんですけれども、特にいじめがないというふうに見ていくと全く見えないんですね。ですからやはり子供たちを観察するときに、いじめがあるんじゃないだろうかというような見方で学級経営、そして学年経営、学校経営をしていただきたいというふう考えているところです。この築上町は、いじめ防止基本方針等を策定しておりまして、それに基づいて各学校においてもいじめ防止基本方針を定めております。まず、やはりいじめというのは早期発見、早期対応、これが一番の鍵になりますので、日常的な観察とともにアンケート調査、それから無記名のいろんな各種調査を行いながら、やっぱり潜在的に潜んでいるいじめを早く見つ

けていくことが大事だと思っています。

学校だけではなく、家庭でやはりいじめの兆候というのが発見される場合が非常に多いんです。例えば衣服の乱れであるとか、ちょっと朝学校に行くのを渋るとか、何かいつもと子供の様子が違う、そういうときに、いち早く学校のほうに連絡していただくというような、そういう学校と家庭との連携、これはもう不可欠だと思っています。

また、子供たちもいじめるといふような行為をするときには、公衆の面前でするというよりも隠れて行う、見えないところで行うということがあります。そういうときにはやはり地域の方々のちょっとした心、目配り、気配りとか気づいたことをちょっと学校に連絡していただく等々は本当にありがたい働きかけではないかなというふうに思います。

一旦いじめが発生した場合は、やっぱり徹底していじめられている子供たちを守るというような動きをとっていかねばならないと思っています。本当に、子供の指導、支援を行うとともに、保護者と連携しながらいじめを解消していく取り組みを行っていかねばなりません。

そして後は、やはり日常的な子供たちの心なんですけれども、いろんな教科、（ ）道徳等で学ぶとともに、やっぱり友達を大事にする、人を大事にする、自分を大事にするという、そういう気持ちが育まれるような教育環境というものをつくっていかねばならないというふうに考えているところでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） いじめと不登校というのは、切っても切り離せない部分というのはやっぱりあると思うんです。早期発見するために、いじめが起こったときにするために、アドバイスですけど、家庭で発見する1番の近道。前の教育長のときに言ったんです。今、親も忙しくて、子供になかなか目をかけられない、てをかけられない。子供って必ず親にサインを出すんです。お父さん、お母さん。そのときに、僕も反省ですけど、自分の気分が乗らなかつたり何か面白くないことがあったりする。うるさいねと、そこで子供のお父さん、お母さんとか切ってしまう。そのときに子供がサインを送っているということに親が気がつかないんです。ですから、家庭では必ず子供に対しての接し方というのはいというところが一番大事だと、私は思っています。だからそこは、昔PTAしとったときもこんな話をしたことがあるんですけど、自分の経験として。ですからそのサインを見逃さないというのは学校の先生もしかりですし、親もしかりだと思います。そこは、それが100%でもないし、全然正解ではないと思いますが、一つの参考にしていただけたらと思います。

それと、学校でのそういう変化というのは、今先生が、先ほどの池亀議員もそうだけど、いろいろ雑用が多すぎて、本当に子供等をしっかり見れているのかというのがやはりあると思うんで、

先ほども出ていましたスクールカウンセラーの方がいると思うんですね、ですからその方がやはりちょっとおかしいなというところは早期対応する。先生にはやっぱりちょっと今難しいのかなと思うんです。それを発見すると。もう二十人、三十人という子供見らなければいけないので、そういう変化に対応するのはやっぱりスクールカウンセラーをとかをもう十分活用して、そういうものがないようにしていただきたいと思います。

あんまり時間もないので、ぜひいじめ、不登校というのがうちのまちからなくなる。根は小学生だと思うんです。小学校で不登校になると絶対中学校まで、絶対とは言わないです、上がってきますよ。問題はその後です。義務教育終えたら築上町は関係ないのではなくて、その子供たちがどういう高校に通ってどうなのかってところは教育長知らないと思うんで、大変みたいです。でも復活というか、物すごく高校に行って生き返るとするか、物すごく更生とか、そういう子もいるみたいですので、そこも踏まえてチェックをしていただければなと思います。

次の質問は、子供も減少、少子化に伴い、学校運営は厳しく統合も考えたほうがいいんじゃないか。これはもう、町長とはもう何十遍と、いつもやっているんで、教育長の教育的観点からお答えを願いたい。町長の12以下ならないと統合はしない。してから考えていきましょうということなんですが、私は12、11人12人、10人台の学校というのは、本当学校として体をなしているのかなと思っています。というのが、団体スポーツは小学校の間しきらないですね。サッカーも野球もできないですね。ほかのスポーツもそうでしょう。学力的なものはどうかというのはいろいろ賛否あるんで、おそらく競争社会の中で、やはり小学校の時代にそういう競争的なものもしかりです。やはり友達との共存共栄じゃないですけど、そういうものも含めて、小学校時代に培われるものというはずっと一生ついてくるものだろうと思う。

この統合についての教育長の考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） ただいまの御質問でございます。

私、昨日の答弁等でコミュニティ・スクールのお話をしたかと思いますが、コミュニティ・スクールというのは学校運営に当たって、保護者とか地域の皆さんが参画できる仕組みになっているわけですね。学校と地域が力を合わせて、お互いに信頼し合いながら、それぞれの立場から子供たちを支えていく学校づくりなわけなんです。そういうところで今展開をしていて、同じテーブルにつき、地域と学校、それから家庭の保護者がどんな学校にしていっていいのか、どんな子供たちを育てていっていいのかというのが今進められている本当に真っただ中のところで、各校格差、10校の格差はありますけど、それぞれに実は成果が出てきつつあることを感じております。

統廃合について、規模の件でそういうところで多分工藤議員さん御質問だったと思うんですが、

子供たちにはまさに切磋琢磨、これは大事なことだということは思っております。ただ、一方で小学校区と申しますのは、歩いて行ける校区、いわゆるもう地域コミュニティーの拠点なわけなんですね。そういうところをやっぱり生かしながら、教育展開ができないだろうかということは、私は今考えておるところです。それは、いつも少人数でするのでなくて、いろんな機会に小学校が集まって、体育等はまとまってできるような環境はできないだろうかとか、そういうことを考えながら、やっぱり子供たちに通学等に負担がかからない形で、日々学習しながらも、町内の子供たちを意識できる。自分たちは少ないんじゃない、町内全体で考えると何百人の子供がいるわけですから、その中の一人だということが意識できるような教育活動が仕組みないだろうかというふうに、現在考えているところです。それで、特にこの学校運営協議会が活発に今、議論、10校考えを皆さん出し合われておりますので、そういう中で今後の学校あり方、築上町の学校のあり方を十分と協議していただきながら、意見を出していただきながら、本当に子供たちにとってどの形がベストなのかというところを考えていきながら、町全体の学校運営を私は行ってみたいと思っておりますので。当然、予算もありますし、課題もあるということは認識しておりますが、今やっているコミュニティ・スクールを充実させながら、今後どのような方向で進んでいくか、皆さんの声をしっかり聞きながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今のままで、各学校の特性というか、そういうものを見ながら考えるということですね。

コミュニティ・スクールをちょっと調べてみますと、学力テストが1番の福井県、福井県ではコミュニティ・スクールってしていないんですね。昔からあるわけです。学校、地域（ ）。あるから別にコミュニティ・スクールという形で作らなくてもいいわけです。ですから、校区単位でコミュニティーという形ではなくて、校区で、例えば学校がなくなったとしてもコミュニティーって成り立つんじゃないかなと思うし、今言った教材の面とかそういう子供たちの出会いとかから言うと、やはり今うちに8校ある、先ほど複式学級の話も出ていましたが、そういうものを含めたことを考えるのであれば、今から少しずつ、財政的な面もありますし、考えていくべきだろうと私は思っていますので、いずれ教育委員会でまたそういう話になれば、十分に検討をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

では、2番目の自然災害についてですが、想定外を想定して人的被害は避けるべきということの質問しているんですけど、これどういうことかいうと、よくまさかとか想定外という言葉で、人が亡くなるということが一番問題だと思うんです。地震ばかりはいつくるかわかりませんので防ぎようがないかもしれないが、台風19号でいろんな被害をこうむったり、佐賀県、また岡



山、広島とか、災害で人的な被害が。自分の生まれ育った地元が被害に遭いましたんでこないだ行って来て、いろいろ支援活動らしきことをしてきたんですけど、そのときに向こうの消防団の人といろいろ話をしたら、とにかくやっぱり逃げないそうなんですよ。もう危ないから逃げてくださいと言っても逃げない人がいると。うちの市でも2人犠牲に出ってしまったと。やはりこれを防ぐためにはどうしたらいいだろうかなかなか答えはないんですが、やはり常日ごろの住民の意識改革じゃないかなって気がします。やはりうちには来ないだろうではなくっていつ来るかわからないものに備えようという、そういう意識改革を行政はするべきだろうと思っています。

前日もこの質問をちょっとさせてもらったときに、課長のほうから、ハザードマップを見直すというような話で、でもハザードマップを見直して配布しただけで本当に周知できますかと。ほとんどできていないんですね。ハザードマップ、何人かに聞きましたけど、見たことありますかと、見たことないという人が多いわけです。ですから、そこはもう少し方法があると思いますが、住民に周知をする方法として、今何か考えられていることがあるのであれば、答弁いただきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

先ほどの御質問のとおり、ハザードマップを平成27年度に更新して各戸配布をいたしておりますけれども、住民の方がそのまま回覧板というか、広報と一緒にそのまま閉じてしまっていて見えていないという方が多いというふうに工藤議員さんのほうから御指摘をいただきました。その関係で、また今回も一応県のほうで、今年度100ミリ以上の雨を想定したということの分でハザードマップを見直しをするということですので、その情報を受けまして、築上町のほうも来年度予算を計上いたしましてハザードマップを見直す予定でございます。ただ、その分を各戸配布するだけではなくて、また広報なり防災行政無線等、またホームページ等で、住民の方がどこかでごらんいただけるような形で広報活動は行っていきたいと思っています。

また、防災の関係にかかわる住民の方のかかわりをもう少し持っていただくためにことし、今年度ですけども、11月の17日コマーレのほうで防災講演会というのを行いました。それで、住民の方全域にということではチラシなり広報なり出していたんですけども、まず、自主防災組織である自治会長の役員さんの方を主にということでは声かけをして、約二百数十名程度集まっていたので、そういった講演会等を含めまして、住民の方々に周知を行っていききたいと思っています。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今の、いろんな形での周知方法あると思います。一つ思うのが、

職員が例えば各自治会の総会とかに出向いて行って、5分、10分の時間でいいので、例えばその地域の危険な地域はこういうところですよということを、やはり職員がみずから出向いていきながら周知をしていくということが一つの方法ではないかなと思うんですね。

それと、今いう防災講演会って、先週神戸に用事があって行ってきたときに、防災コンサートしてたんです。どういうことかという、防災用のコンサート。普通のコンサートなんです。これはもう防災、地震なんかを想定したコンサートをするわけです。ですから途中で避難する。でもコンサートは続くんです。ということで、来ていただける方にやはり想定したコンサートということも、承知してもらっているんですけど、途中で地震が起きました、こういう災害が起きましたちゅうことで避難したというようなことをしていた。これポスター見たときに、やっているんだなあいろんなところですね、神戸は特に、地震があったところで。ちょっと調べると、横浜とか大都市圏ではそういうのやっているみたいですので。例えばそういうものを視野に入れたそういう講演会とか、防災の講演会じゃなくて実際に訓練の講演会とかいうのも一つ参考にしていただければなと思いますので、また考えてみてください。

もう一つは、地元に戻ったときに話が出たのがやっぱ障害者とか高齢者というと65歳なので、やっぱりひとり暮らしの方とか体が不自由な方の、その避難が物すごくやっぱり大変だったって話を聞きました。うちではこの障害者とかまたそういう独居老人とかひとり暮らしの老人に対しての避難対策というのは何か考えていますか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今、工藤議員さんがおっしゃられましたうちのほうで計画の中で避難行動要支援者ということで、75歳以上で単身者の高齢者の方、障害者の方で身体障害者手帳を2級以上を所有する方、要介護者の要介護認定3から5の方ということ避難行動要支援者ということで今名簿づくりを行って、福祉課のほうから名簿はいただきました。ただ、その名簿を協力していただきます社会福祉協議会とか自治会の自主防災組織等に、本来であればお配りして、もしこういう避難しないといけないよというときにあれば、ボランティアなり身近な自治会の役員の方に御協力をいただくような形で名簿をつくらないといけないんですけども、名簿を作成するに当たりまして、本人、もしくは代理の方から、そういう名簿をつくってその方たちにお渡ししていいよという許可の署名をいただかないといけないということで、まだそういうところの部分が全て行っておりませんので、まだ作成ができていないような状況でございます。

ただし、緊急にそういう事例が発生した場合には、その本人さんの許可なしといいますか、了承なしでもそういうふうに緊急対応するということになっておりますので、そういう名簿づくりをまず始めていって、今さっき申しました各種団体等に協力を得まして、そういう避難の方法を

とっていききたいなと思っています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 冒頭言っています、意識を変えていく。というのは、やはり行政からもっともっと積極的にそういう災害に対する認識とか避難に対する行動の啓発、啓蒙とかということをやっぱり常日ごろからやっていく、しつこいぐらいやっていいと思うんですね。本当に逃げないとか、消防団の方が言っていました、もう何回言っても、いや私のところは大丈夫で、何事もなかったみたいですけど、大分川は決壊して、やっぱり家が流されたりとか、床上、床下浸水相当あったみたいですよ。一つ間違えば、うちでもあの19号の台風のあの雨が、もしうちのまちを、もし来るようなことがあれば、城井川とか岩丸川とか全ての川は氾濫したんではないかなと想像すると、やっぱり相当の被害が出る可能性もありますので、やはりそういうものに備えていち早く避難できるような体制づくりというのはやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では次に、築城基地の拡張問題についてですが、これも先ほど池亀議員、また他の議員も言っていました、恐らく国のほうが、町長、僕は思うんですけど、賛成してくれるぐらいの気持ちで説明会開いたんじゃないかと。もう白紙撤回をしたんですよ。決議をしていますよね、地元自治会は。町長自身は、新聞で調整していくという言葉を使っていたので今回私も調整をどうしていくのかということで問いにしています。町長自体は、この拡張問題について正直な話どう考えていますか。もう国のことだから仕方ないのか、やっぱり地元もこれだけ反対しているんだからそっちを尊重すべきなのか、立場的には非常に難しいと思いますが、町長の本音として、この拡張問題についての答弁をお願いしたい。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 行政を預かるという形では、やはり住民の安心安全と、これをやっぱり大事にしていくというこの基本姿勢は変わりございません。しかし今の拡張の中では、これを安心安全をそんなに脅かすものではないような形だと私は認識しておるし、地元が合意すれば拡張についてはエプロンの増設と、それから対外訓練用の用地をこっちに移すと。今までほかにあったところに弾薬庫をつくってこっちに移すということで、弾薬庫をこっちに移すということになればこれはまた話は変わりますけれども。そういう移設を危険でない施設をつくるという考え方であって、これは住民の合意があれば当然国のほうにもこういう施設ということで、やはり合意というのは大事に考えておりますから、もし自衛隊がなければどうなるかという日本全体の問題でございます。本来なら基地がないほうがいいと思いますけど、他の企業があったほうが潤うという形になると思いますけど、これはもう既成事実で基地があるという形であれば、基地を利用

したまちづくりも必要ではないかとこのように考えておりますので、お互いコンセンサスが得られると国のほうも、地元のという形で、今回の分は一応地元の言い分は国のほうに伝えておりますし、国がじゃあもう少し待とうかという気持ちもあるようでございますし。しかし、一応このエプロンとそれから災害訓練場用の用地というのをまずは確保したいという気持ちはあるようでございますので、この調整は私はやっていかざるを得ないかと、このように考えております。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 町長は調整役で間に入って、国と地元との調整役でどちらかと言えば、拡張に関してはどうかしてやりたいって気持ちだと思うんですね。それは財政を預けるものとすれば必要なことかもしれない。ただそれであれば本当に今回のこの交渉事というのは、ほんと小学生みたいな交渉事。まず白紙撤回をするようなテーブルを開いたことが間違いなんですよ。これ一度白紙撤回して、地元が旗を降ろすということが出来ますか。出来ないですよ、これ。絶対できない。だから、交渉事ってそら、（ ）って話すわけでもないですけど。まずはやはりあの地元の意向をしっかり聞きながら、よく言うように外堀を埋めながら、テーブルに着いたときにはああ、そうですねという話に持っていかなければいけない。いきなりテーブル着いて白紙撤回だ。それは平成十何年かに一度白紙撤回になった分はありますよね。そういうものもいろいろ含めた上でもっともっと防衛のほうで地元と膝突き合わせた協議をする中で、ああいうテーブルに着くべきだったと思って。ですから、地元が反対している以上、私議会としてもそれは賛成という話には絶対にならないと思うんですね。ですからそこは、町長がこれを今後どうやってやっぱ調整してくるかというのを私は見ていきたいけども、町長も地元なだけにですね、本当にこう難しい状況になったなと私は思っております。ですからそこは、町長の腕の見せ所かもしれないが、そこは丁寧にやっていただきたいなと思います。よろしく、そこはやってください。

続いていいですか。最後に企業誘致についてですが、現在の企業誘致の活動というか、どういう状況なのかの説明をまず求めたいと思います。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

最近の企業誘致の状況ということでございますが、平成28年度に日奈古地区に食品製造工場が、それから平成30年度に以前から西八田地区に支社を構えておりました運送事業者が、本社の移転をしたということがここ最近の大きな動きであるというところでございます。

現在、町で企業適地として紹介をしておりますのは、東八田地区にある民有地の1カ所のみということになってございます。この企業適地につきまして、町と県のホームページなどで紹介をしているというところでございます。

この土地につきましては以前、金属加工業者が進出予定ということでございましたが、理由は

不明ですが、その後取りやめをしたという経過があるということで報告を受けております。それからまた先日、不動産会社が物件調査ということでこの土地の状況調査に来町があったということでも報告を受けているというところでございます。

また、新たな企業適地の確保ということでございますが、昨年度、福岡県の企業局へ旧日奈古グラウンドに隣接する山林の開発要望ということで訪問をしておりますが、県の回答としては、県は開発事業を終了する方向であるということと、あわせてその他厳しい条件を提示をされたということで聞いております。そういう状況の中で新たな企業適地の確保についても、厳しいのかなというのが今現在の現状であります。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 10月に日奈古のグラウンドの道路の拡張の橋の下部工ですかね。臨時議会が8,000万円ぐらいあったと。8,000万円できると思ってよく見たら、片側だけでもう片側だってまだ上にも橋が乗るわけです。となるとやっぱ、相当な金額がかかるんだと思うんですね、町長。企業誘致ででもなんですかということのを改めて聞きたいところがある。共有地というのはちょっと僕が答えますけど、固定資産税入ったり、雇用が生まれるからするんですよ。それ以外に何かありますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今固定資産税が入り、それから雇用が生まれる。そしてまたいろんな地元の浮揚にも、例えば今、日奈古地区で上日奈古、下日奈古、あの地区でも少し浮揚が出てくるんじゃないかなと思っておりますし、宅地あたりも造成されればと、このように。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ここで、答えられたら答えていただきたいんですが、今の企業誘致をしたジョイフルさんは、あと二、三年したら固定資産税入りますよね。幾ら入るかということのを前回聞いたら、わかりませんということだったんで、誰かその。結局それが目当てですわけですよね。ですから、数字とすれば絶対持つとかないかん数字ですよ。だって、ただ来たからよかったって話じゃなくて、今町長が言うごと、固定資産税も入るし雇用も生まれるから誘致したわけですから。幾ら入るのかということはやっぱり数字として絶対把握しておかなければいけないと思ったので聞いたんですが。今回こんな質問をして、どの課かわかりませんが幾らぐらい入るかというのを大体試算できますか。誰かいらっしゃったら。

○議長（武道 修司君） 今富税務課長。

○税務課長（今富 義昭君） 税務課、今富でございます。

ただいま、工藤議員の質問でございますが、今予定納税、もし納税するのであれば、土地、家

屋、減価償却含めて4,257万5,000円が予定納税額。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ありがとうございます。

4,257万、4,000万入るわけですね、町長。4,000万円ってやっぱすごいですよ。億ぐらい入るかなとちょっと勝手な想像しとった。4,000万円ですね。ですから、4,000万円とあと雇用が生まれますので住民税とかというのもまだまだ上乘せはされるにしても、これに関して、今先行投資という形で橋の工事をしているわけです。まあ2億以上かかるんでしょうね。ですから、何年かすれば元を取るし、町長が言われるように企業が来たということでいろんな地域の浮揚とかイメージアップにもつながると思うし、この次にもつながっていくちゅうことを期待をしているわけです。ですから今回、これもどうなっているのかなと。これで終わりなのかなということの質問なんですね。

先ほど産業課長のほうから、企業適地の場所の件であったんですけど、僕の認識はこの民有地と湊の、今工業団地みたいになっています。あの奥をたしか道を買って道路を真っすぐにして、突き当たりのところも企業適地だと思っています。そこが今、課長のほうから除外されたのか、ない感じなので。あそこは何で企業適地としてないんでしょうか。私が何年か前に県の企業誘致課を呼んで議会で勉強会をした。案内をしたところは、日奈古グラウンドと湊と、その民有地だった。私らはそれ用のパンフレットをもらって、恐らく議員のみなさんみんな、あそこもあるんじゃないのって思っていると思う。それが今、適地じゃないという報告があったのでちょっとびっくりしているんです。なんで町長、適地から外したんですか。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 旧椎田町の養鶏場の跡地という形で造成をして、道路も拡張して、あそこを企業適地として整備しています。そしてまた、将来的にはその町道にかかわる両サイドの農地もという形で、あの一体を企業、造成という形で考えておりましたが、あその農地については一級農地でなかなか農振許可が難しいということで、今のところは小休止をしております。そして今、養鶏所の跡地の企業誘致につきましては、先ほど議題が出ました液肥の残土置き場であったり、例えば今度、災害であったり、まあ大きな災害はないんですけど、災害があったときのごみ置き場であったりというような形で考えておまして、いろんな形であその土地は活用しておまして、今企業適地から外しました。あそこ外して企業で仮にすればまた今度新たな農地を買って造成するという形になりますので、今のところそういう、財政的な余裕がございませんので、今あるやつを使うという形で現状の形で利用しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） 副町長、説明がよくわからないんですが。企業適地としてあそこには税金を使っているわけですよ、道路も。それが今の説明ですと、台風がきたときとかそういう災害用の残土置き場とか、そういう工事の残土置き場にそのために利用しているというのは違うんじゃないでしょうか。企業が来るためにあそこをしたわけですね。これを質問する意図は、実は来たいという企業がある。あそこの土地も見に。僕が直接知っている会社ではない。ある方から相談がありまして、行ったんですね。なかなかいいねという話で、まとまるのかまとまらないのかで、今の話を聞くと、企業適地じゃなかったら、そこがもし買う、来たいって言ったら、町長どうですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 来たいと言われれば売りますよ。それで、今ネックになっているのが——売ります。それは当然企業が来るといふ形であれば私は売ります。しかし、今の段階で大規模な工事をやらなきゃならんという問題がございます。というのは開発行為にかかわるといふ形になって、水路を全部やり直さないかん形があります。大きな金かかるんですね。来るか来ないかとまだわかっていないのにそこまでの準備がどうだろうかという問題が1つあります。だから、来るとなれば水路を整備して、これで固定資産税うんと入るといふ形になれば当然それはそれで企業用地として、今はもう宅地化されておる土地ですので、右から左に売る。ただし開発行為が問題になっておると。開発行為がない売り方であればよかったですけれど、開発行為に係るような条件になってしまっておるといふふうなことで、これを決めればやりますけど、なかなかそこまで準備をしてする価値があるのかどうかと。これまた無駄遣いやないかと言われるし、来るのが決めればやっても、そして、上乘せしてまた売るといふ形になろうかと思っております。買った値段では売れないと。ある程度来るときは上乘せをして売らなきゃいかんといふふうな考え方で私はそういう気持ちを持っておりますので。副町長の言った残土捨てはまた新たな確保しなきゃなりませんけれども、今のところは残土捨て場で一応利用していこうと、これが町の考え方でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） 可能性はないことはない。ただ、ちょっと難しいのかなもう、難しいのかなと思っておりますけど。売る気もあるらしいですよ。見に来てなかなかいいねと言ったそうです。僕直接知らないんです。あそこは大体3,000坪ぐらいある。ねえ課長。（発言する者あり）2,700。その業者は大体1,500坪から2,000坪ぐらい欲しい。見に来たときに、これぐらいだったら買っていいよね。値段の提示もあそこに前もった企業適地の金額は平米幾らと書いていました。ざっと計算。いけそうだねと話したらいいんです。ですから、この足で、どうもいいらしいよということをやっと言いたいとは思いますが、町長が言われた

残土置き場とかに、企業誘致で構えとかないかん土地を残土置き場とかそういうのにしてほしくない。だってもともと企業が来るために税金を投入したところですから、ここは。やっぱね、ちょっとはき違えているんじゃないかな。新たにそういうところが来ればよそにというけどをやはり企業を誘致するためにつくった土地であれば、いつでも来てくださいという形の構えはしとかないかんのやないか。

ですから、間に合うかどうかわかりませんが、ちょっと言ってみましょう。で、どうなのかと。名前は言えませんし。豊前の事業所です。もっと早くこれは（ ）とけばよかったんですけど。豊前も動き出したと聞いたのでうちに来るかどうかわかりませんが、やっぱり最初に問い合わせがあったときに、テーブルの上に乗れるような状況にしとかにやいけないのに、もう企業適地から外しとったとか言ったら、業者はほか探しますよ。ぜひ企業誘致をする理由、もう一度町長しっかり考えてくださいよ。適地にしてグラウンドをジョイフルにして4,000万円入ると。また適地をつくって誘致をしようというのは基本だと思うんですね。ある以上はですよ。そこはぜひ町長、頑張ってくださいと思うので。あまり町長室も行きたくないしね、いろいろ相談ごともあれなんですけど、本当にいいということであれば、議会で答弁もらったので、本で行ってきますよ。行ってきてあと値段の交渉。あの金額にプラスアルファ外壁をしたりとか言っていましたよ。そうせないかんのでしょう。なると、上乘せできるかもしれんけど、そこは交渉してくださいよ。なるべく来るような形での誘致をしていただきたいと強くお願いしまして、終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これで本定例会での一般質問を全て終わりました。

---

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時00分散会

---